

第2次東郷町 地域福祉グランドデザイン

第2次東郷町地域福祉計画

第6次東郷町地域福祉活動計画

第2次東郷町自殺対策計画

第2次東郷町成年後見制度利用促進計画

第1次東郷町再犯防止推進計画

<素案>

令和7（2025）年11月

東郷町

社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の概要	1
1 「東郷町地域福祉グランドデザイン」について	2
2 計画策定の背景と目的	3
3 計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 地域福祉における「地域」の範囲	6
第2章 東郷町の現状と課題	7
1 統計データからみる現状と課題	8
2 アンケート調査 など からみる地域福祉の現状と課題	12
(1) 調査 など の概要	12
(2) 結果概要	13
3 前計画の進捗状況	16
第3章 計画の基本構想	19
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 計画の体系	23
4 重点プロジェクト	25
第4章 施策の展開	31
施策の展開の見方	32
基本目標1 つながり支え合う地域づくり	34
(1) 福祉や地域に対する関心・意識の向上	34
(2) 地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり	36
(3) 地域での支え合いの推進	39
(4) 孤立防止と生きがいづくりの推進	42
(5) 地域の多様な主体間のつながりの促進	44
基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり	46
(1) 包括的な相談支援体制の充実	46
(2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実	48
(3) 多様な福祉サービスの充実	50
(4) 福祉に関する制度やサービスの周知	52
基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり	55
(1) 生活困窮者などの自立支援の充実	55
(2) 生きづらさを感じている人への支援の推進（ひきこもり など への支援）	58
(3) 権利擁護支援体制の充実【成年後見制度利用促進計画】	61
(4) 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進【再犯防止推進計画】	64
(5) 生きることを支え合う地域づくり【自殺対策推進計画】	66
第5章 計画の推進	69
1 計画の推進体制	70
(1) 計画の周知	70
(2) 協働による計画の推進	70
(3) 庁内横断的な連携による推進	70
2 計画の進行管理	70
資料編	71

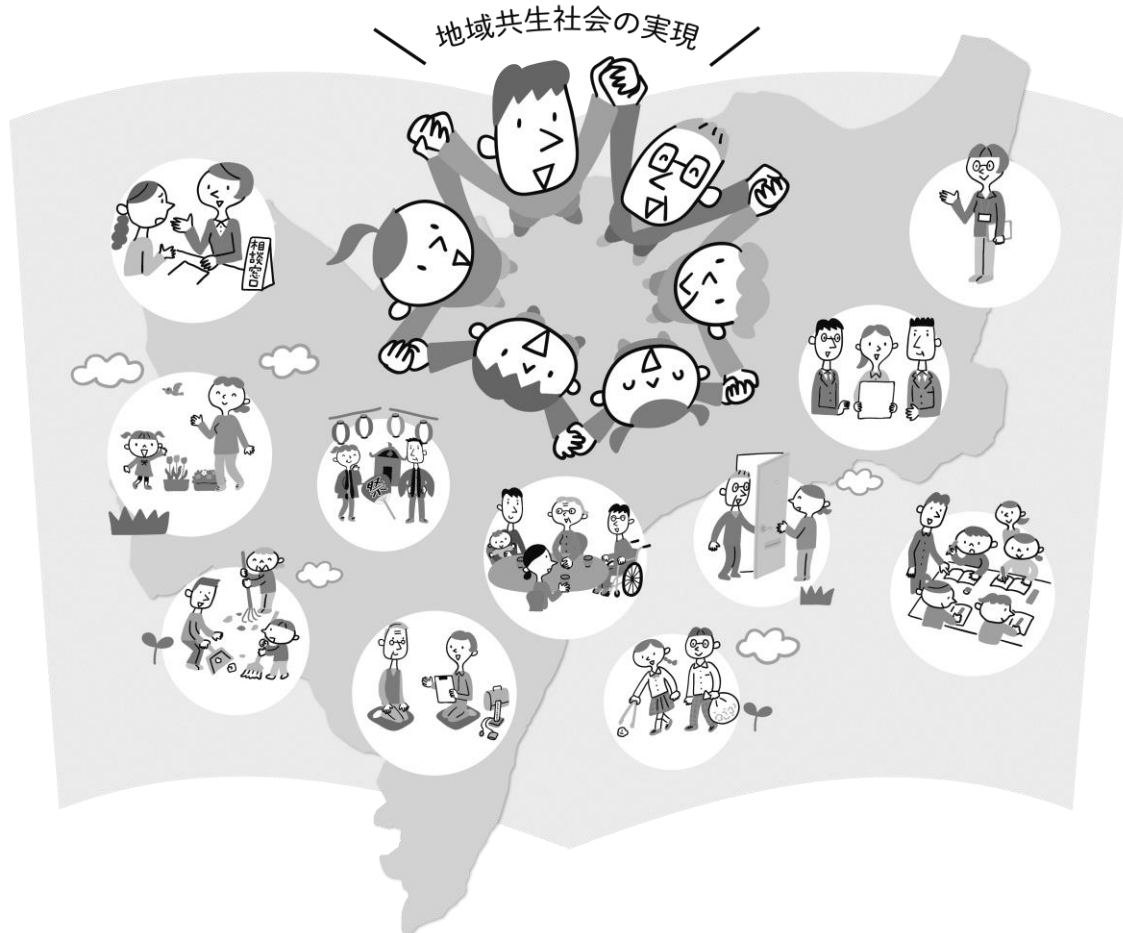
第1章

計画の概要

1 「東郷町地域福祉グランドデザイン」について

「東郷町地域福祉グランドデザイン」とは、東郷町（以下「本町」という。）において「地域共生社会」を実現するための福祉分野における指針となる計画です。

地域福祉や福祉施策を進めていくに当たって、関係機関や町民の皆さんと現状や目指すべき方向、今後やるべきことを共有し、共に推進していくためのものです。



地域共生社会とは

地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を越えてつながることにより、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

地域福祉とは

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域住民や社会福祉関係者などが互いに協力し、地域の福祉課題の解決に向けた取組を行うことです。

地域福祉の主体となるのは、地域に関わる全ての人です。地域福祉を推進するためには、行政や社会福祉施設などによる福祉サービスの提供だけでなく、支援が必要な人への見守り、手助けといった地域の人々による支え合いが必要です。

グランドデザインとは

直訳すると「壮大な設計図」や「全体構想」を意味します。また、国籍、年齢といった属性だけでなく、考え方や趣味・嗜好が異なる、十人十色の個性を持った人が暮らす地域において、誰もがそれぞれの持つ色で輝く色とりどりの地域共生社会を町民の皆さんと共に「デザイン」していきたいという想いを込めています。

2 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、また、隣近所のつながりの希薄化など社会状況の変化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」や、団塊ジュニア世代が高齢者となり、生産年齢人口が激減する「2040年問題」といった高齢者にまつわる社会問題も顕在化し、高齢化はとどまることなく進んでいます。

こうした社会状況を背景に、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーの問題などの複雑化・複合化する課題を抱えた世帯、ひきこもりや社会的孤立などの既存の支援制度の対象とならない制度の狭間の問題など様々な課題が顕在化しており、その解決が求められています。

国では、平成30（2018）年4月に施行された社会福祉法の改正において、住民一人一人がつながり、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事」、「丸ごと」の地域福祉推進の理念が示されました。

また、令和3（2021）年4月に施行された社会福祉法の改正において、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、「断らない相談支援」を実現するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。それにより、行政内の横の連携を強化し、福祉制度を活用した包括的な支援体制を構築していくことが重要となっています。

本町では、令和2（2020）年3月に「第1次東郷町地域福祉グランドデザイン」（以下「前計画」という。）を策定し、地域における支え合いの仕組みづくりや包括的な支援体制づくりなど、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

このたび、前計画の計画期間が令和7（2025）年度で終了することから、前計画に基づいた取組を検証し、地域社会を取り巻く変化や、それに伴う新たな課題への対応、そして、さらなる地域福祉施策の充実を図ることを目的に、令和8（2026）年度からの6年間を計画期間とする「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」（以下「本計画」という。）を策定します。

■近年の国の主な動き

年月・法律など	概要
令和3（2021）年4月 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	「改正社会福祉法」が令和3（2021）年4月から施行されたことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。
令和4（2022）年10月 「第4次自殺総合対策大綱」閣議決定	コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、総合的な自殺対策のさらなる推進・強化の4つの柱に取り組むこととされています。
令和5（2023）年3月 「第二次再犯防止推進計画」閣議決定	「再犯防止推進計画（第一次）」を発展させ、再犯防止施策のさらなる推進を図るため、令和5（2023）年3月「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。就労・居住の確保や保健医療・福祉サービスの利用の促進などの7つの重点課題が位置付けられており、96の具体的施策が盛り込まれています。
令和6（2024）年4月 「孤独・孤立対策推進法」施行	国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国などの責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制などについて定められました。
令和6（2024）年6月 「改正子ども・若者育成支援推進法」施行	国・地方公共団体などが各種支援に努めるべき対象にヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者）が明記され、ヤングケアラーへの支援の普及が図られることとなりました。

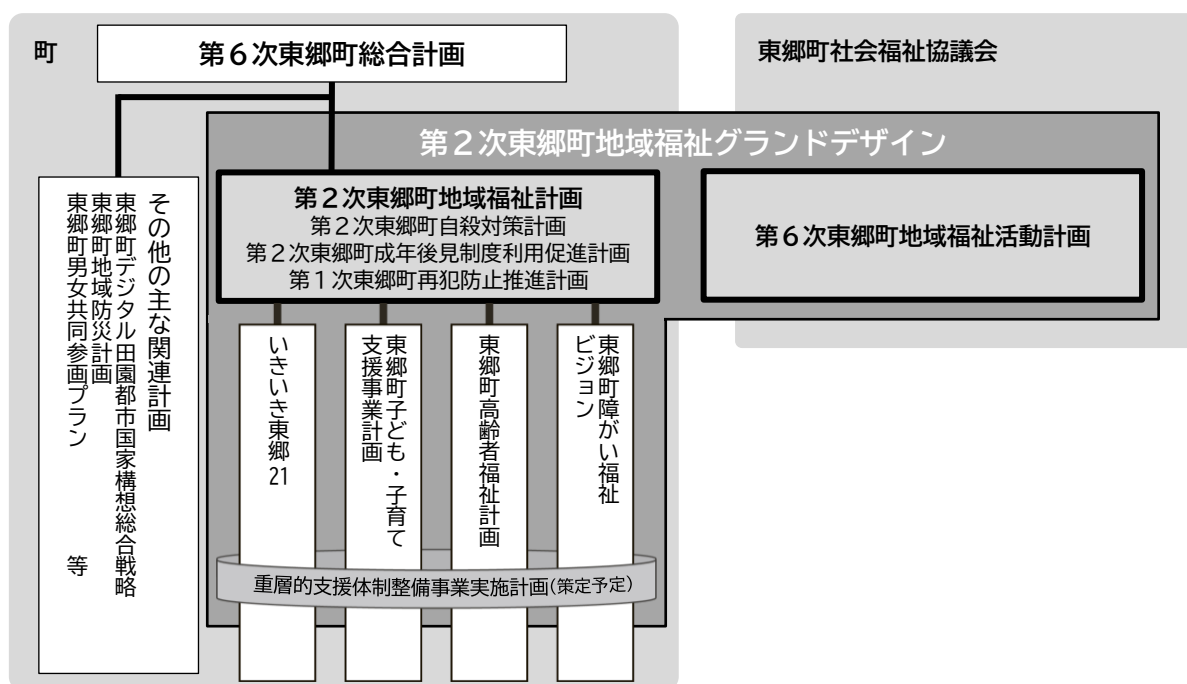
3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条の**規定**に基づく「市町村地域福祉計画」及び同法第109条の規定に基づく「地域福祉活動計画」を一体的に策定するとともに、本計画の一部を以下の3つの計画としても位置付けます。

- 「自殺対策基本法」第13条第2項に基づき策定する「市町村自殺対策計画」
- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき策定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」

さらに、東郷町総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種関連計画（東郷町障がい福祉ビジョン、東郷町高齢者福祉計画、東郷町子ども・子育て支援事業計画、いきいき東郷21 など）を横断的につなぐとともに、すき間をうめる役割を担っています。

■計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの 6 年間とします。

■計画の期間

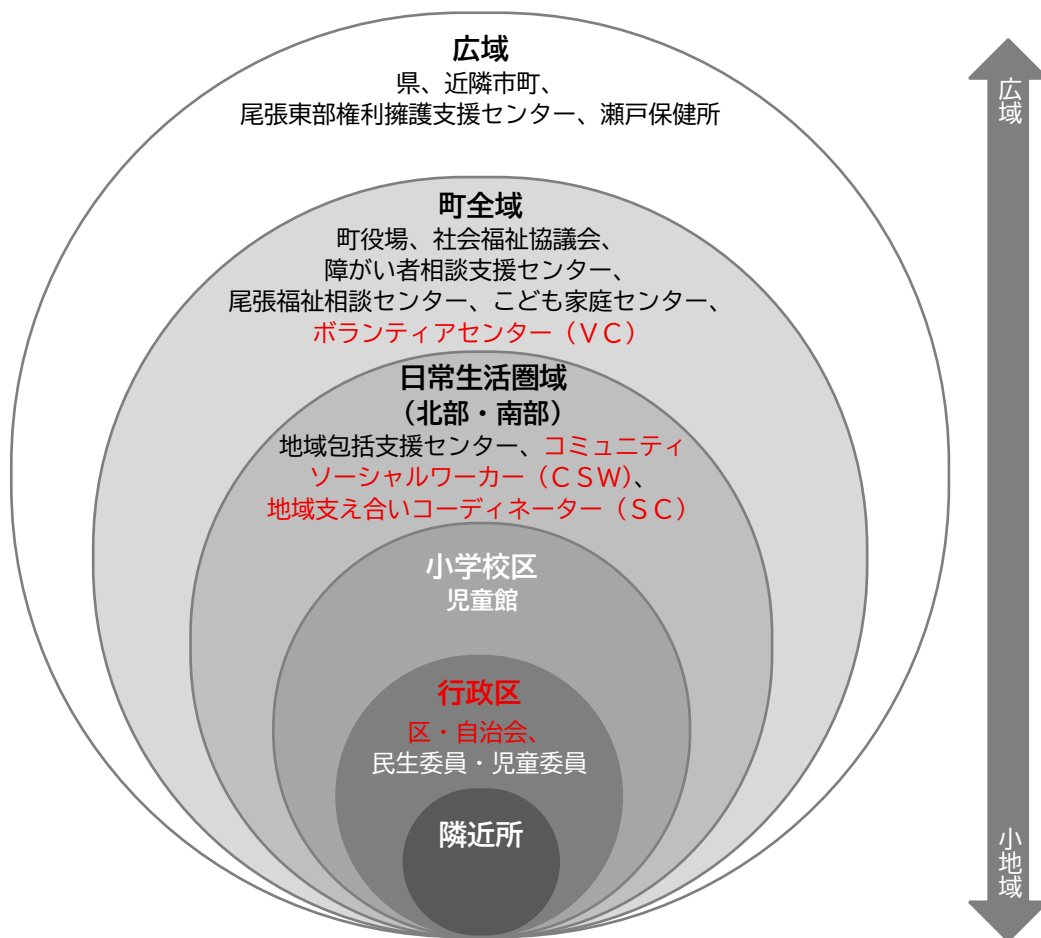
	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)
東郷町総合計画								
	第 6 次						第 7 次	
東郷町地域福祉グランドデザイン (地域福祉計画・地域福祉活動計画・自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画)								
	第 1 次	第 2 次						第 3 次
東郷町障がい福祉ビジョン (障がい者計画)								
	第 5 次		第 6 次					
(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)								
	第 7 期・第 3 期		第 8 期・第 4 期			第 9 期・第 5 期		
東郷町高齢者福祉計画 (老人福祉計画・介護保険事業計画)								
	第 9 期		第 10 期			第 11 期		
東郷町子ども・子育て支援事業計画 (子ども・子育て支援事業計画、行動計画)								
	第 3 期					第 4 期		
いきいき東郷 21 (健康増進計画・食育推進計画)								
	第 3 次							

5 地域福祉における「地域」の範囲

生活上の様々な課題を解決し、地域で自分らしく安心して暮らし続けていくためには、行政による福祉サービスの提供だけでなく、住民を始め「地域」に関わる全ての人が互いに支え合い、活動していくことが不可欠です。

「地域」の範囲は、活動の内容やサービスの内容などによって、様々な枠組みがあります。本計画では、各圏域を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協働できるよう、下図の6つの層に分けて重層的に「地域」の範囲を設定し、仕組みづくりを進めます。

■本計画における「地域」の範囲



第2章

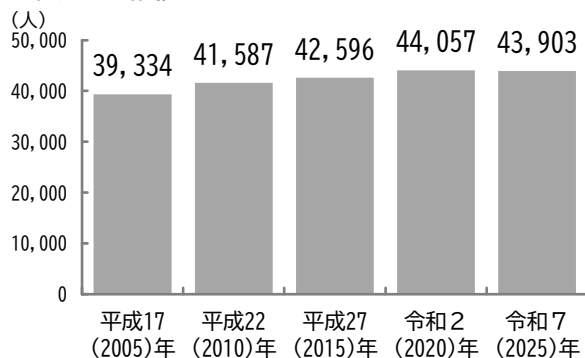
東郷町の現状と課題

1 統計データからみる現状と課題

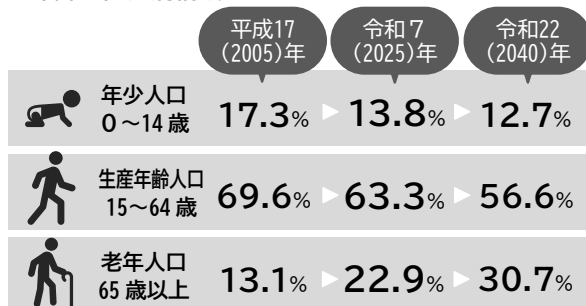
①人口の状況

人口は、令和7（2025）年で43,903人となっており、令和2（2020）年までは増加していましたが、その後減少に転じています。年齢3区分別構成比をみると、少子高齢化が進行しています。

■総人口の推移



■年齢3区分別構成比



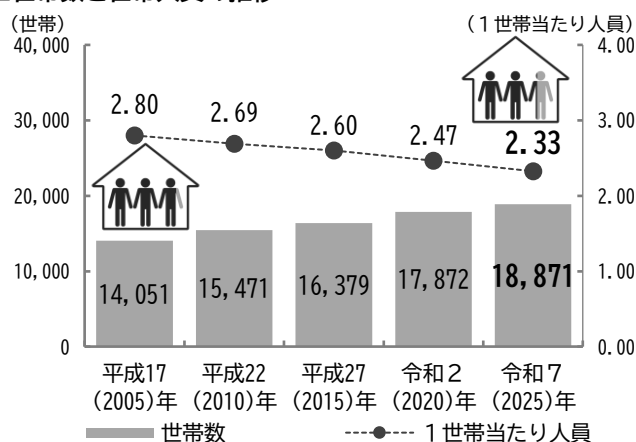
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※令和22(2040)年のみ国立社会保障・人口問題研究所（令和5(2023)年推計）

②世帯の状況

世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人員数は減少しています。

■世帯数と世帯人員の推移

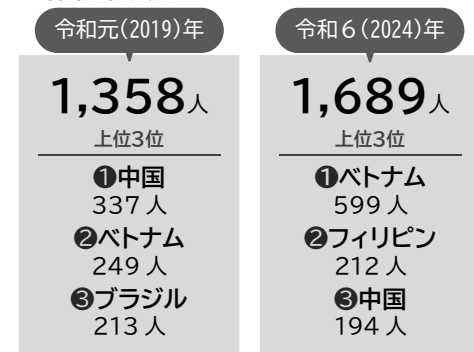


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

③外国人住民の状況

外国人住民は増加しており、5年間で約1.24倍となっています。また、構成する国籍にも変化がみられます。

■外国人住民人口



資料：住民課（各年12月31日現在）

④出生の状況

合計特殊出生率は、全国や県を上回っていますが、人口維持に必要な2.07を下回っています。

■合計特殊出生率（平成30(2018)年～令和4(2022)年）

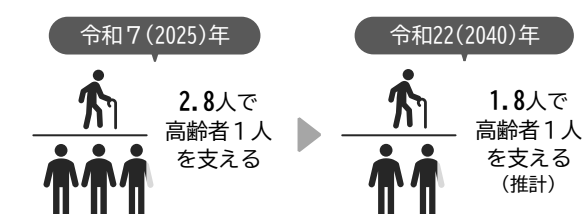


合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、統計上、一人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す指標。

資料：人口動態保健所・市区町村別統計

⑤少子高齢化の状況

令和7（2025）年は「約3人で1人の高齢者を支える」時代ですが、令和22(2040)年には「約2人で1人の高齢者を支える」時代が来ると推計しています。

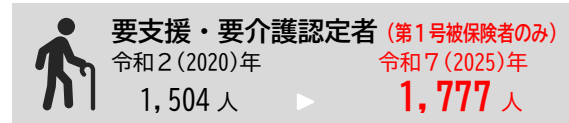


※高齢者1人を支える人数は15～64歳人口を65歳以上人口で除して算出

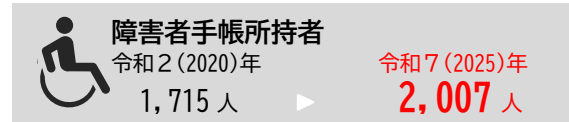
資料：住民基本台帳、国立社会保障・人口問題研究所（令和5(2023)年推計）

⑥支援が必要な人の状況

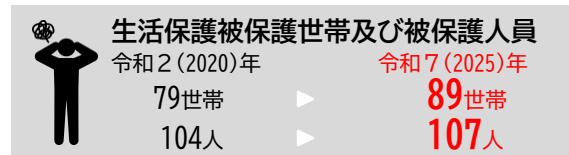
要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数、生活保護被保護世帯・被保護人員は増加しています。



資料：高齢支援課（各年3月31日現在）



資料：福祉課（各年3月31日現在）

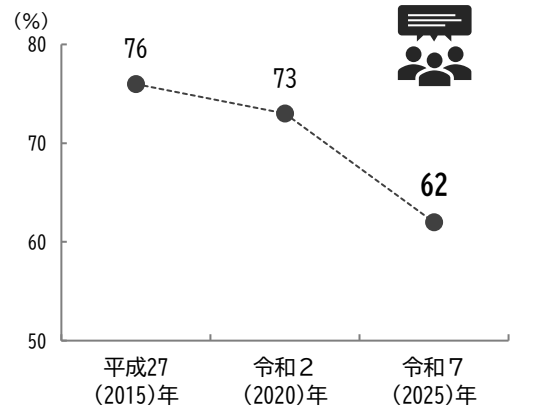


資料：福祉課（各年3月31日現在）

⑦区・自治会加入率の状況

区・自治会加入率は減少傾向にあり、令和7(2025)年で62%となっています。

■自治会加入率の推移

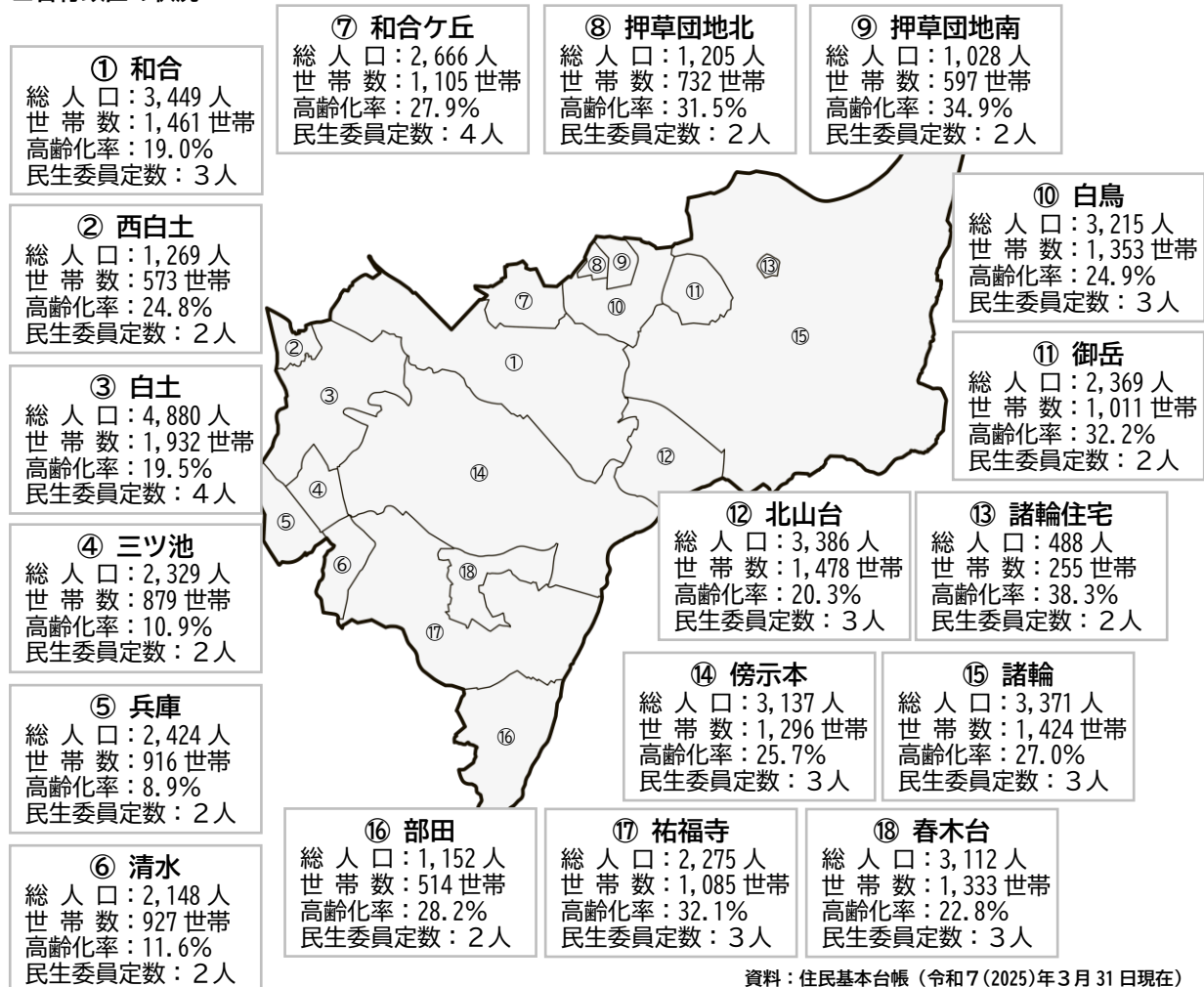


資料：地域協働課（各年7月31日現在）

⑧地域の状況

地区によって、人口規模や高齢化率に違いがみられます。

■各行政区の状況



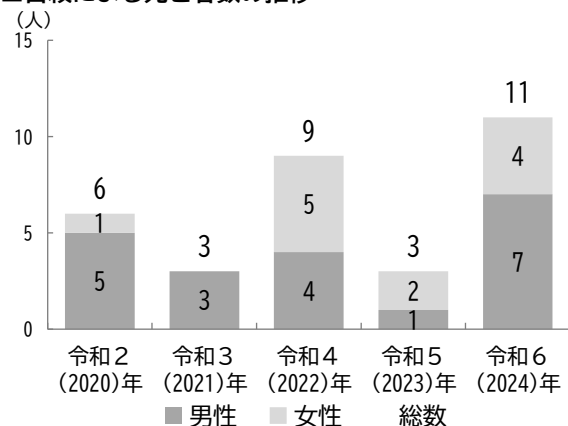
資料：住民基本台帳（令和7(2025)年3月31日現在）

※民生委員定数のみ福祉課

⑨自殺の状況

本町の自殺者数は増減しながら推移しており、令和6（2024）年には直近5年で最も多い11人となっています。また、自殺死亡率は、令和4（2022）年と令和6（2024）年で全国・愛知県と比較して高くなっています。

■自殺による死亡者数の推移



■自殺死亡率の推移
(全国・愛知県比較)

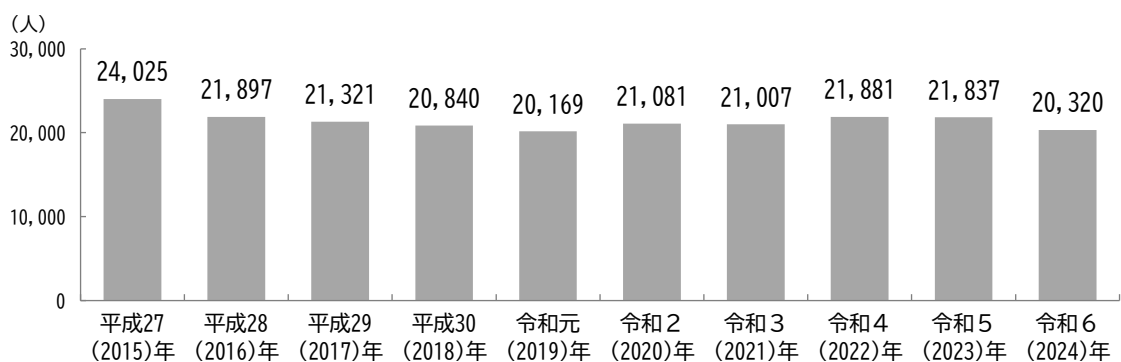


<参考> 全国の状況

全国の自殺者数は、近年増減しながら推移しており、令和6（2024）年では20,320人と統計開始以降2番目に少ない数値となっています。

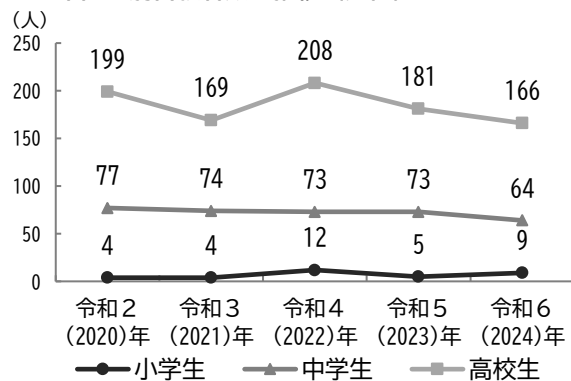
自殺者数の総数は、令和5（2023）年から令和6（2024）年にかけて減少している一方で、小中高生の自殺者が増加していることが課題となっています。特に中高生の女性で増加しています。

■全国の自殺者数の推移

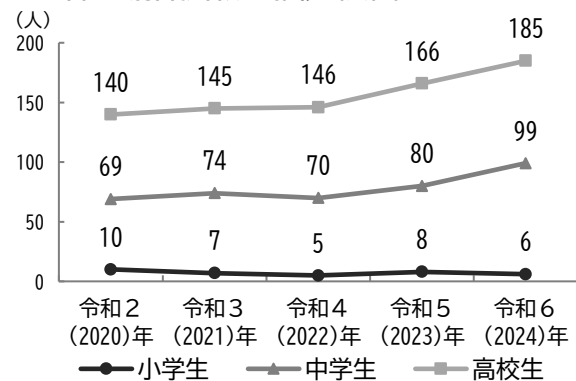


資料：令和6年中における自殺の状況（厚生労働省）

■小中高生別自殺者数の推移（男性）



■小中高生別自殺者数の推移（女性）



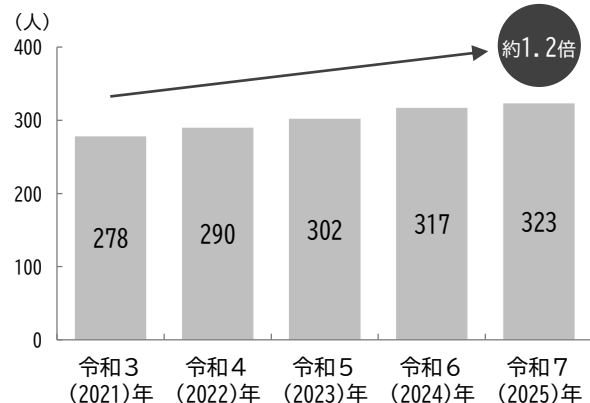
資料：令和6年中における自殺の状況（厚生労働省）

⑩成年後見制度に関する状況

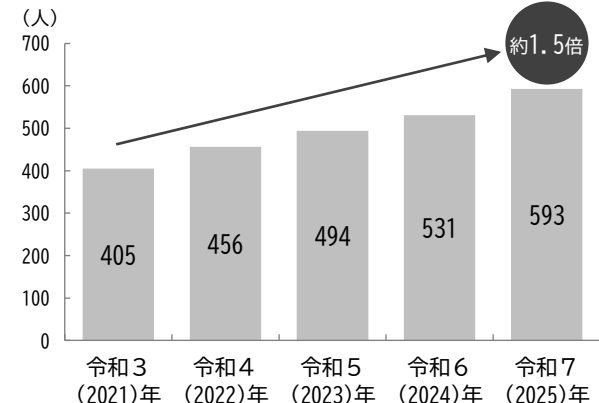
本町の**成年後見制度の対象となりうる人**（認知症のリスクが高まる後期高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人）は増加傾向にあります。

また、本町の首長申立ては0～3件で推移しています。

■知的障がいのある人（療育手帳所持者）の推移

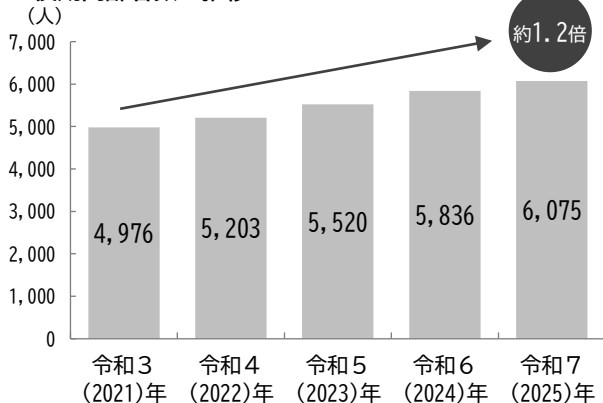


■精神障がいのある人（精神障害保健福祉手帳所持者）の推移



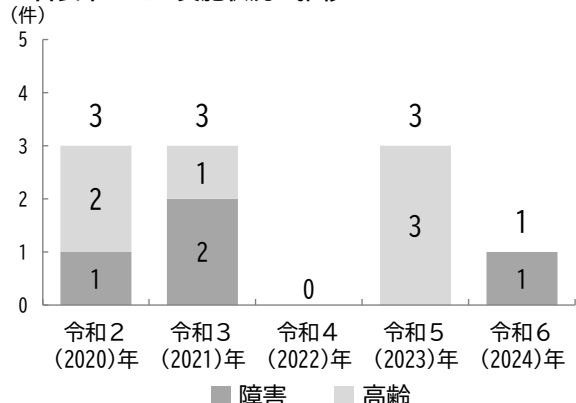
資料：福祉課

■後期高齢者数の推移



資料：住民基本台帳

■首長申立ての実施状況の推移

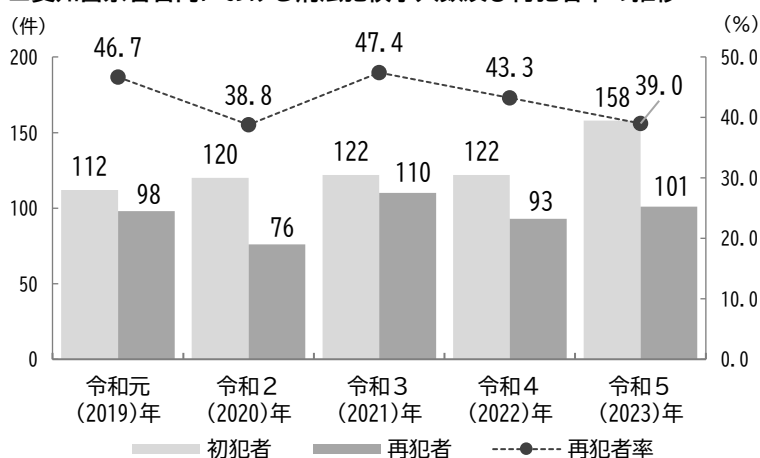


資料：福祉課・高齢者支援課

⑪再犯防止に関する状況

愛知警察署管内の刑法犯検挙者における再犯率は増減しながら推移していますが、依然として4～5割の高い水準で推移しています。

■愛知警察署管内における刑法犯検挙人数及び再犯者率の推移



資料：法務省矯正局提供データ

課題 人口減少や少子高齢化、地域のつながりの希薄化が進む一方で、困難や課題を抱える人は増加しており、支援が必要な人や世帯を包括的に支援する体制の構築や地域全体で支え合う仕組みづくりが求められます。また、本町では、地域ごとに資源や課題が異なるため、それぞれの実情に応じた取組を進めることが重要です。

2 アンケート調査などからみる地域福祉の現状と課題

(1) 調査などの概要

① アンケート調査

本町の地域福祉に関する課題や福祉ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査概要

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
18歳以上の町民	郵送配布・郵送回収 又はWEB回答	令和6(2024)年 12月2日～12月15日	2,000	816	40.8%
民生委員・児童委員	直接配布・郵送回収	令和6(2024)年 12月9日～12月20日	47	42	89.4%
区長・自治会長	郵送配布・郵送回収	令和6(2024)年 12月2日～12月15日	18	18	100.0%

② 団体・支援者ヒアリングシート調査

地域福祉に関する団体や福祉専門職などの支援者を対象に、地域福祉を取り巻く状況や課題、福祉施策への意見などを集めるため、ヒアリングシート調査を実施しました。

■調査概要

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
団体・支援者	郵送配布・郵送回収 又はWEB回答	令和6(2024)年 11月11日～11月24日	25	24	96.0%

③ ワークショップ

地域の課題や困りごとに対して、地域でどのようにつながり支え合うことができるか、また、そのために今後取り組むべきことを話し合い、本町で地域福祉を進めていくための足掛かりとするため、町民向けワークショップを実施しました。

■実施概要

項目	内容
開催日時	令和7(2025)年2月22日(土) 10:00～12:00
開催場所	東郷町民会館 大会議室
参加者	23名
テーマ	地域の福祉課題に対して 自分たちができることを考えよう

※ワークショップの意見は、第3章・第4章にコラムとして掲載

(2) 結果概要

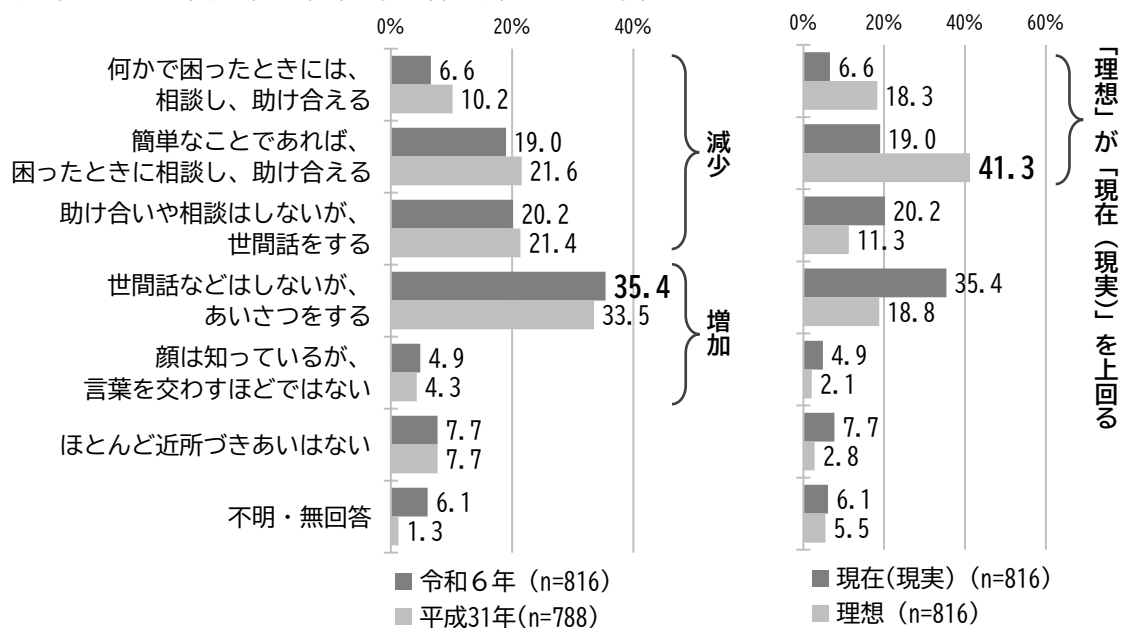
◆結果概要について

- ・ 前回のアンケート調査は平成 31（2019）年 1 月に実施したものです。
- ・ グラフ中の「n」とは、number of cases の略で、各設問の集計対象者総数です。
- ・ 回答結果の割合「％」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0％にならない場合があります。

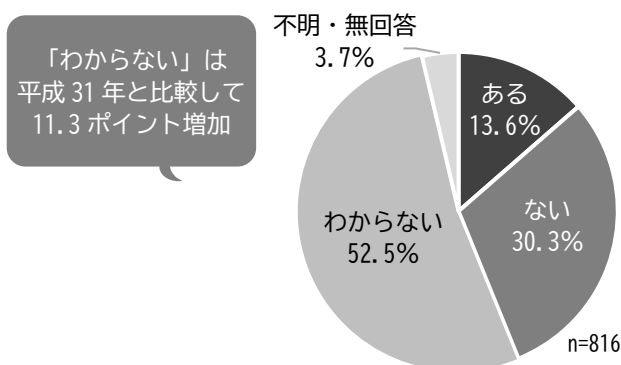
①近所づきあいについて

現在の近所づきあいは希薄化しており、隣近所の手助けや協力が必要な家庭の有無もわからない人が半数以上となっています。一方で、今後、簡単なことであれば困ったときに相談し、助け合える近所づきあいを理想としている人が現実より多くなっています。

■近所づきあいの状況（左：経年比較、右：現在・理想比較）



■隣近所に周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるか



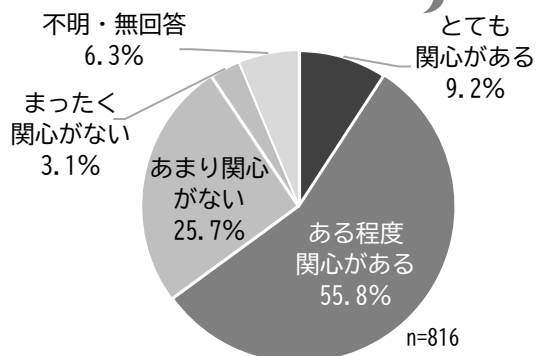
課題 いざというときに助け合ったり、困りごとを相談したりできるようにするためには、日頃からの関係づくりを進めていく必要があります。

②地域福祉への関心について

町民の地域の福祉への関心は7割に近くなっていますが、地域福祉の担い手が地域の支え合い活動を進めるに当たっての課題としては、地域福祉活動に関わる人が少ないことや地域福祉に無関心な人が多いことが挙げられています。

■地域の福祉への関心

「とても関心がある」「ある程度関心がある」を合算した『関心がある』が65.0%



■地域の助け合い・支え合い活動を推進するにあたっての課題（各上位3位）

民生委員・児童委員（n=42）

1	地域福祉活動に関わる人が少ない	59.5%
2	地域福祉に無関心な人が多い	47.6%
3	団体・組織間の連携が乏しい	35.7%

区長・自治会長（n=18）

1	活動のリーダーがいない	83.3%
2	地域福祉に無関心な人が多い	61.1%
3	地域福祉活動に関わる人が少ない	50.0%

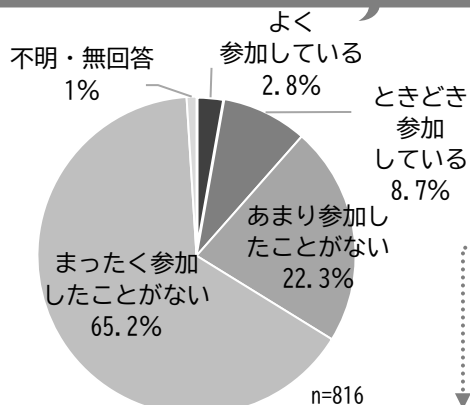
課題 町民の地域への関心を更に高めていくための働きかけが求められます。

③ボランティア活動等への参加について

ボランティアや町民主体の活動、NPO活動へ参加している人は約1割となっています。一方で、今後の参加意向は、「条件によっては参加したい」と回答した人が多くなっています。

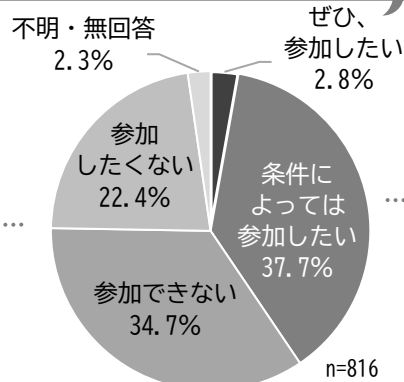
■ボランティア・町民主体の活動やNPO活動への参加状況

「よく参加している」「ときどき参加している」を合算した『参加している』が11.5%



■ボランティア・町民主体の活動やNPO活動への今後の参加意向

「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加したい」を合算した『参加したい』が『参加している』を29ポイント上回っている



■参加できない、またはしたくない理由（上位3位）

「参加できない」「参加したくない」と回答した人（n=466）

1	時間がないから	40.6%
2	自分の生活のことで精一杯だから	39.7%
3	興味や関心がないから	22.3%

■参加してみたい活動（上位3位）

『参加したい』と回答した人（n=331）

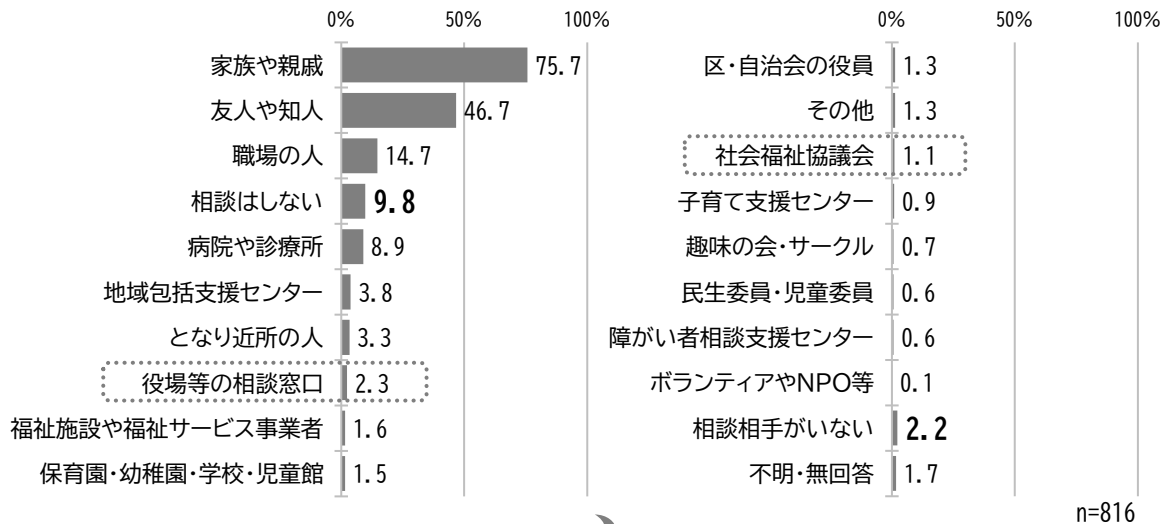
1	地域の清掃活動	40.2%
2	子どもたちの遊び相手や見守り	33.5%
3	高齢者への声掛けや暮らしの見守り	32.0%

課題 参加の意欲はありながらも、実際には参加につなげていない人が参加したくなるようなきっかけづくりとともに、仕事や家庭の事情などにより参加できない人が、無理のない形で関わられる機会や仕組みを整え、参加につなげていくことが求められます。

④町民の不安や悩みと相談窓口について

生活上の悩みや不安の相談相手は、役場などの相談窓口や社会福祉協議会などの公的な窓口で割合が低くなっていますが、地域福祉を推進するために必要だと思う取組について、身近な場所や地域での相談窓口の充実が求められています。

■生活上の悩みや不安の相談相手



「家族や親戚」「友人や知人」など身近な人に相談している人が多く、中には「相談はしない」「相談相手がいない」という人もいる状況

■地域福祉を推進するために必要だと思うこと（上位3位）

町民（n=816）		
1	身近な場所や地域での相談窓口の充実	48.3%
2	町民が気軽に参加し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点の充実	39.1%
3	町民と地域福祉活動にたずさわる人とネットワークの強化	25.6%

課題 公的な相談窓口の割合が低い背景として、相談先の認知不足や相談しづらさが課題として想定されます。必要な人が適切な相談先につながるができるよう、窓口の周知や身近な相談窓口の充実、つながる仕組みづくりを進めていくことが求められます。

⑤支援団体・支援者が活動において求めていることについて

民生委員・児童委員や団体・支援者からは、支援を必要とする人の情報提供が求められています。また、人材・担い手の確保・育成などが課題となっています。

■対象者の支援に向けた地域の助け合い・支え合い活動を推進するために必要なこと（上位3位）

民生委員・児童委員（n=42）		
1	支援を要する人の情報提供	47.6%
2	活動について相談できる機会の充実	33.3%
	活動の担い手となる人材育成	33.3%

■活動を行う上で困っていること（上位3位）

団体（n=14）		
1	支援を必要とする人の情報が得にくい	66.7%
2	新しいメンバー・職員が入らない	37.5%
3	町民に情報発信する場や機会が乏しい	29.2%
	他の組織・団体と交流する機会が乏しい	29.2%

課題 支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援につなげていくためには、活動の担い手となる人材の確保・育成や、関係者間で情報を共有する仕組みづくりが必要です。

3 前計画の進捗状況

前計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、実施目標と成果指標を設定しました。それぞれの達成状況を4段階で判定しています。

■評価の概要

◎	目標を達成している
○	目標は達成していないが策定時より改善している（＋2ポイント以上）
△	策定時と大きな変化がない（±2ポイント以内）
×	策定時よりも悪化している（－2ポイント以上）

基本目標1 みんなの困りごとを早期発見・予防する仕組みづくり

小学校区ごとに「地区社会福祉協議会」を設置することを目標としていましたが、活動圏域として小学校区ではなく「行政区」単位での活動が多いことや、「区」・自治会が設置する福祉に関する委員会において、既に「地区社会福祉協議会」の機能の一部を担っていることから、「地区社会福祉協議会」という新たな組織を作るのではなく、既存組織である「区」・自治会の福祉に関する委員会や地元サロン運営者、ボランティアなどの地域活動の担い手と共に、地域課題の把握と解決に向けて話し合う場を作る方針へと変更しました。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
地区社会福祉協議会の設置	設置数（学区）	0	1	0	△

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
地域の福祉について「とても関心がある」「ある程度関心がある」人の割合	65.8%	76%	65.0%	△

基本目標2 みんなでつなぎ・みんながつながる体制づくり

全庁横断的な連携体制の構築に向けて、福祉分野の担当課を中心に話し合いを進めてきました。今後は、福祉分野に限らない連携体制の構築を進めていく必要があります。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
全庁横断的な連携体制の構築	連携体制の構築	構築	継続	継続	○

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
「ご近所づきあい」について、「何か困ったときには、相談し、助け合える」「簡単なことであれば、困ったときに相談し、助け合える」人の割合	31.8%	42%	25.6%	×

基本目標3 丸ごと受け止める体制づくり

「地域包括支援センター」や「障がい者相談支援センター」の認知度は、目標値には達していませんが、策定時と比較して向上しています。その他の指標については、策定時から大きな変化がみられないため、今後、さらに周知・啓発の取組を強化していく必要があります。

■成果指標

	指標	策定時	目標	現状	評価
組織・制度の認知度 (組織・制度について「名前も内容も知っている」人の割合)	社会福祉協議会	22.6%	34%	21.0%	△
	地域包括支援センター	18.8%	28%	22.9%	○
	障がい者相談支援センター	14.7%	22%	15.4%	△
	民生委員・児童委員制度	23.4%	35%	21.6%	△
	東郷町避難行動要支援者登録制度	4.3%	10%	4.4%	△
	成年後見制度	17.9%	27%	16.8%	△

基本目標4 適切な福祉サービスの提供

必要な福祉の情報の取得状況は、目標値には達していませんが、策定時と比較して情報を得られている人の割合は増加しています。一方で、各福祉サービスに対する満足度は、全ての指標において策定時を下回っており、特に「子育て支援サービス」については策定時よりも10ポイント以上減少しています。引き続き、福祉に関する情報提供の一層の充実を図るとともに、町民の多様なニーズを的確に捉えたサービス提供の推進が求められます。

■成果指標

	指標	策定時	目標	現状	評価
必要な福祉の情報について、「十分に得られている」「まあまあ得られている」人の割合		33.9%	50%	38.4%	○
・障がい者（児）への福祉サービス ・高齢者への福祉サービス ・子育て支援サービス について、「満足」「やや満足」 の人の割合	障がい者（児）への福祉サービス	12.2%	22.2%	10.2%	△
	高齢者への福祉サービス	18.2%	28.2%	16.3%	△
	子育て支援サービス	30.2%	40.2%	17.6%	×

※各サービスの満足度は、東郷町住民意向調査から抜粋。（策定時：平成30(2018)年度調査(集計数：2,085)、現状：令和6年(2024)年調査(集計数：722)）

基本目標5 見守り・支え合う体制の充実～合言葉は「ありがとう」「お互いさま」～

障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくりとして、町が助成金を交付して活動する活動団体数には変化がなく、一方で、高齢者の支援の「受け手」「支え手」を超えた関係づくりとして、町が助成金を交付して活動する活動団体数が目標値を越えて増加しています。今後は、障がいのある人が団体として活動しやすくなるよう、さらなる工夫が必要となります。

■重点プロジェクトの実施目標

事業名	単位	策定時	目標	現状	評価
障がいのある人の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	活動団体数（団体）	4	5	4	△
	助成金の交付	継続	継続	継続	
高齢者の支援の「受け手」「支え手」を越えた関係づくり	活動団体数（団体）	11	17	26	◎
	助成金の交付	継続	継続	継続	

■成果指標

指標	策定時	目標	現状	評価
ボランティア・町民主体の活動やNPO活動に参加したことがある人の割合	11.5%	20%	11.5%	△

第3章

計画の基本構想

1 基本理念

本町では、前計画の基本理念（スローガン）として、「いつでも どこでも だれとでも 心あたたまる町 ほかほかTOGO!」を掲げ、福祉のまちづくりを推進してきました。

今後、地域福祉を推進するに当たっては、変化する町民の意識や社会状況、国の方向性などを踏まえるとともに、「地域共生社会」を実現するための包括的な支援体制の構築、町民の主体的な支え合い活動の活性化などにより一層取り組む必要があります。

本計画では、前計画の「みんなで町全体をあたたかくしていく」という願いを継承しつつ、町民や行政を始め、地域に関わる全ての人がつながりながら、自分らしく、役割や生きがいを持って地域づくりに主体的に関わることができるよう、次のとおり新たな基本理念を定めます。

基本理念

いつでも どこでも だれとでも
みんなでつくる あたたかいまちTOGO



2 基本目標

本計画が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、重要な柱となる「つながり支え合う地域」、「丸ごと受け止める体制」、「誰もが大切にされる環境」の3つのキーワードを基に基本目標を定めます。

また、アンケート調査の結果から、基本目標ごとに成果指標を設定します。

基本目標1 つながり支え合う地域づくり

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域におけるつながりや支え合いが不可欠です。住民の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげていくためには、日頃から顔の見える関係を築いている隣近所など、地域住民の気づきが重要な役割を果たします。

身近な地域でつながり、支え合う関係を構築するため、**町民**一人一人の福祉や地域への関心や意識を高める啓発や福祉教育の充実を図るとともに、地域における居場所づくりや生きがいづくりを推進します。

また、地域福祉活動を継続的に実施するためには、活動の担い手となる人材が必要不可欠です。担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、多様な主体の地域への参画やつながりづくりを促進します。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
地域福祉に関心がある町民の割合	65.0% ▶	72.2%
日頃から助けあいをしている町民の割合	33.0% ▶	40.8%
居場所がある町民の割合	96.7% ▶	97.0%
地域活動に参加している町民の割合	39.2% ▶	46.7%
ボランティアや町民主体のNPO活動に参加している町民の割合	11.5% ▶	18.8%
東郷町社会福祉協議会の認知度	21.0% ▶	27.0%
民生委員・児童委員制度の認知度	21.6% ▶	27.5%

基本目標2 丸ごと受け止める体制づくり

近年、支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化しており、従来の縦割りの枠組みでは対応が困難なケースも多くみられます。こうした状況に対応するためには、全庁横断的な体制により包括的な支援を推進していく必要があります。

町民が身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

また、**町民**が福祉制度やサービスについて正しく理解し、必要なときに適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、福祉に関する情報の適切な発信など周知に取り組めます。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
悩みや不安を相談する場所がある町民の割合	86.2% ▶	86.8%
生活に必要な福祉の情報が得られている町民の割合	38.4% ▶	44.6%
地域包括支援センターの認知度	22.9% ▶	28.7%
障がい者相談支援センターの認知度	15.4% ▶	20.8%

基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

地域には、経済的に困窮している人や自ら判断することが困難な人、社会的孤立の状態にある人など、生きづらさや困りごとを抱えた人が存在します。地域に暮らす全ての人の権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができるよう、誰もが大切にされる地域環境の整備を進める必要があります。

生活困窮者への包括的な支援、ひきこもりなどの課題を抱える人への個別的な支援、判断能力が不十分な人への成年後見制度の適切な利用促進や権利擁護体制の充実、犯罪や非行をした人の社会復帰への支援などに取り組みます。

また、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることを支え合える地域づくりを推進します。

■成果指標

成果指標	現状値	目標値
成年後見制度の認知度	16.8% ▶	22.1%
市民後見人の認知度	3.8% ▶	9.7%
再犯防止推進法の認知度	1.3% ▶	7.3%
犯罪をした人などの立ち直りに協力したいと思う町民の割合	12.4% ▶	19.6%
ひきこもりという言葉の認知度	85.7% ▶	87.1%
ひきこもりという状態について誰にでも起こりうると考える町民の割合	74.0% ▶	80.5%

3 計画の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕

いつでもどこでも
だれとでも
みんなでつくる
あたたかいまち
TOGO

1
つながり
支え合う
地域づくり

- (1) 福祉や地域に対する関心・意識の向上
- (2) 地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり
- (3) 地域での支え合いの推進
- (4) 孤立防止と生きがいづくりの推進
- (5) 地域の多様な主体間のつながりの促進

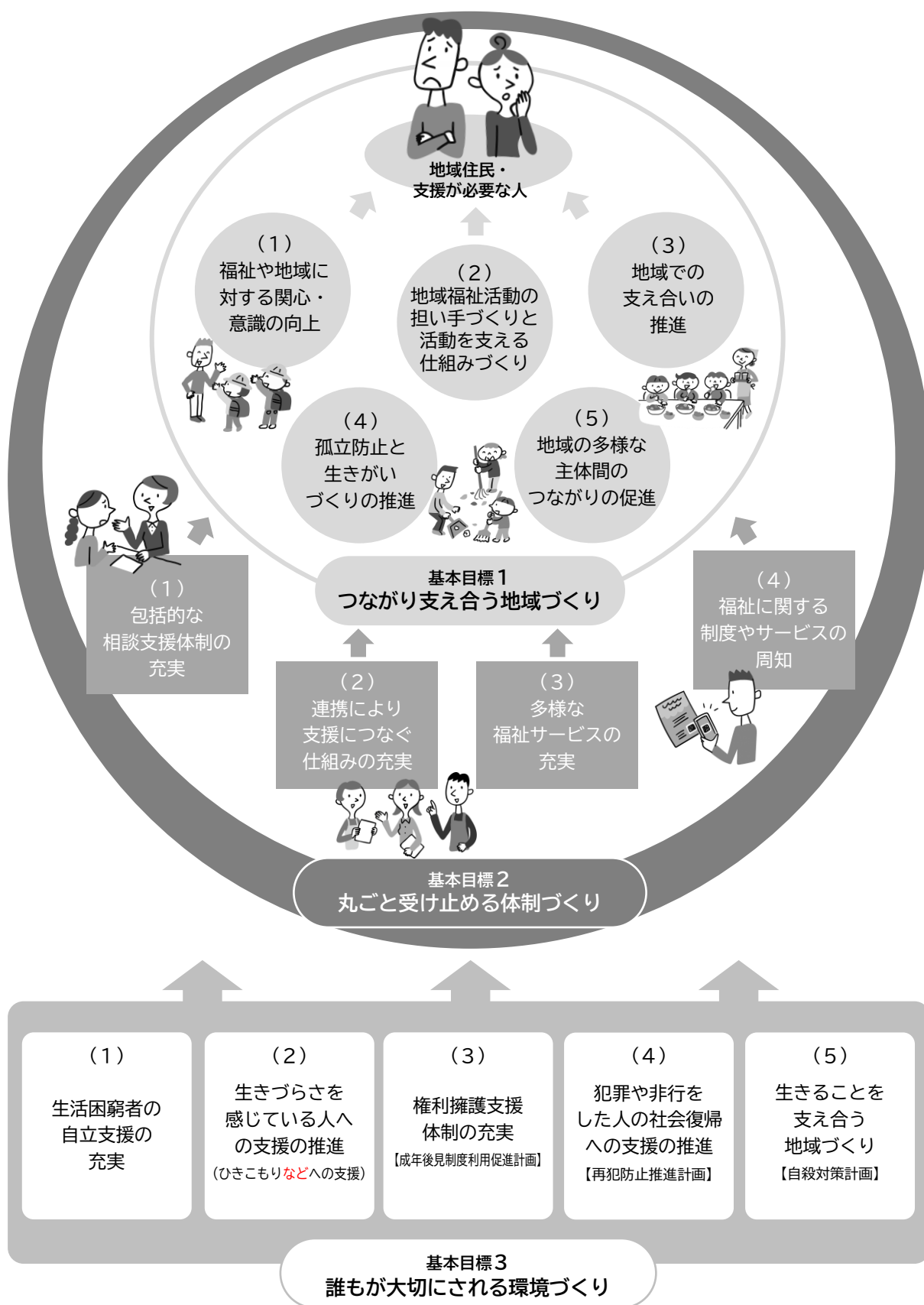
2
丸ごと
受け止める
体制づくり

- (1) 包括的な相談支援体制の充実
- (2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実
- (3) 多様な福祉サービスの充実
- (4) 福祉に関する制度やサービスの周知

3
誰もが
大切にされる
環境づくり

- (1) 生活困窮者の自立支援の充実
- (2) 生きづらさを感じている人への支援の推進
(ひきこもり**など**への支援)
- (3) 権利擁護支援体制の充実
【成年後見制度利用促進計画】
- (4) 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進
【再犯防止推進計画】
- (5) 生きることを支え合う地域づくり
【自殺対策計画】

■基本目標と基本施策の関係図



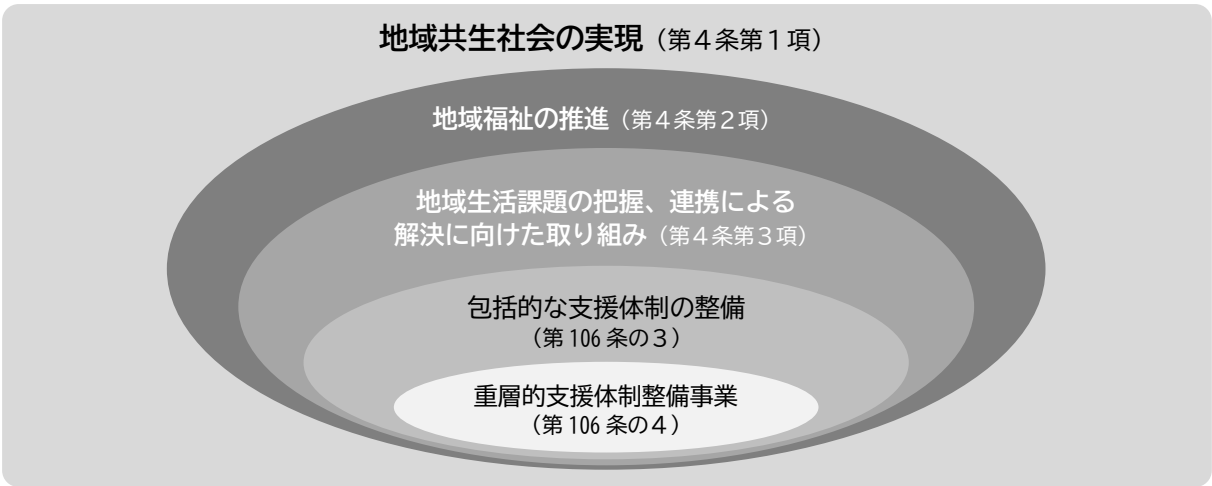
4 重点プロジェクト

重点プロジェクト 1 重層的支援体制整備事業の推進【町】

重層的支援体制整備事業は、地域共生社会の実現に向けて、市町村において地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施するものです。

本町においては、社会福祉法第 106 条の 5 の規定に基づき重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項などを定めた「東郷町重層的支援体制整備事業実施計画」を令和 8 年 3 月に策定し、社会福祉法第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業を令和 8 年度から地域・関係機関などとともに実施します。

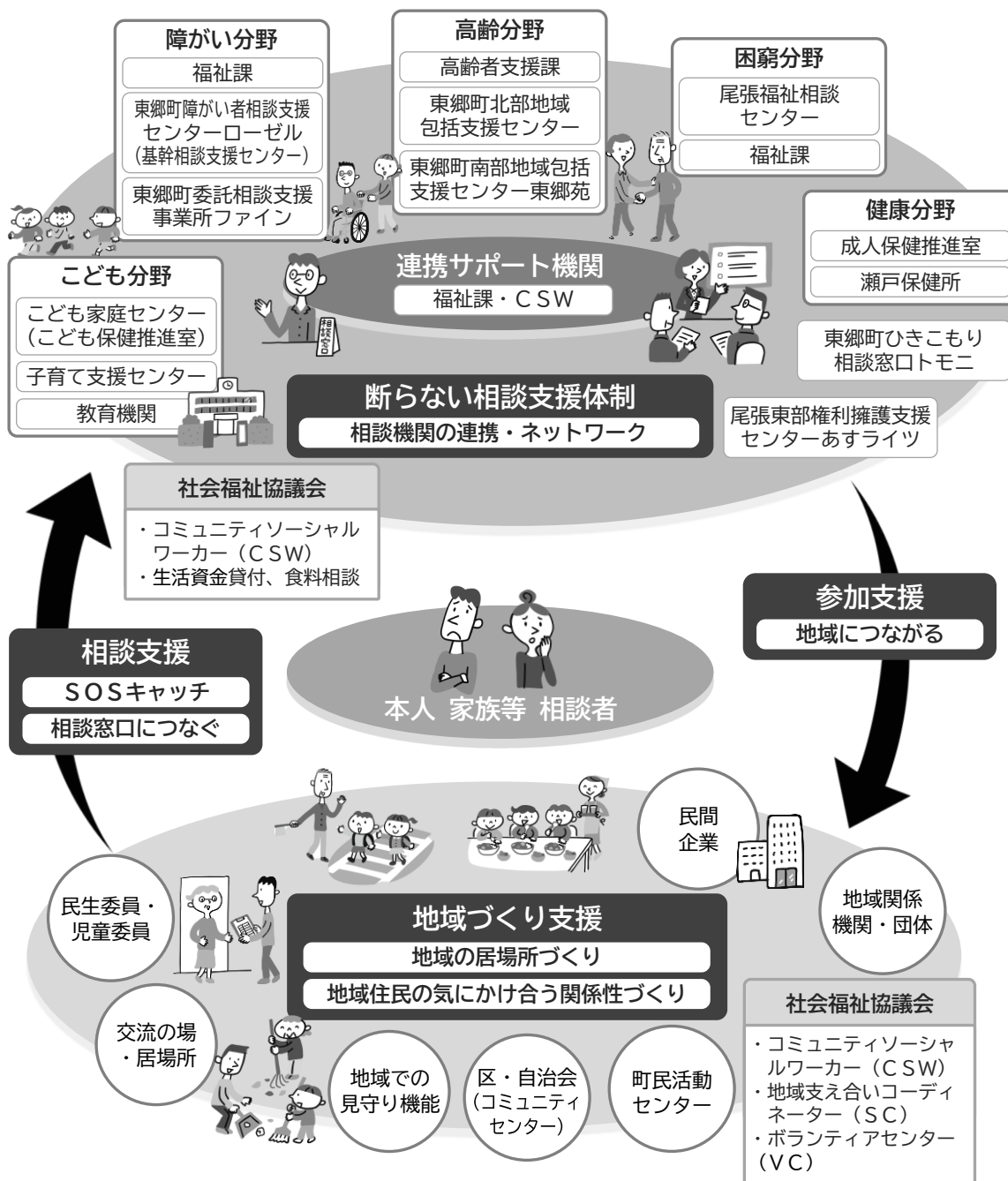
■重層的支援体制整備事業の社会福祉法上の位置付け



■重層的支援体制整備事業における3つの支援

Ⅰ Ⅱ Ⅲ の 支 援 を 一 体 的 に 実 施	Ⅰ 相談支援	包括的な相談支援体制 ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め ・ 多機関が協働する際のコーディネート ・ アウトリーチの実施
	Ⅱ 参加支援	・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組の活用 ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズの対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）
	Ⅲ 地域づくりに向けた支援	住民同士の顔の見える関係性の育成支援 ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保 ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

■東郷町版重層的支援体制イメージ



CASE 1 ひきこもりの息子(Aさん)と共依存状態の80代の父親(Bさん)

② 相談支援

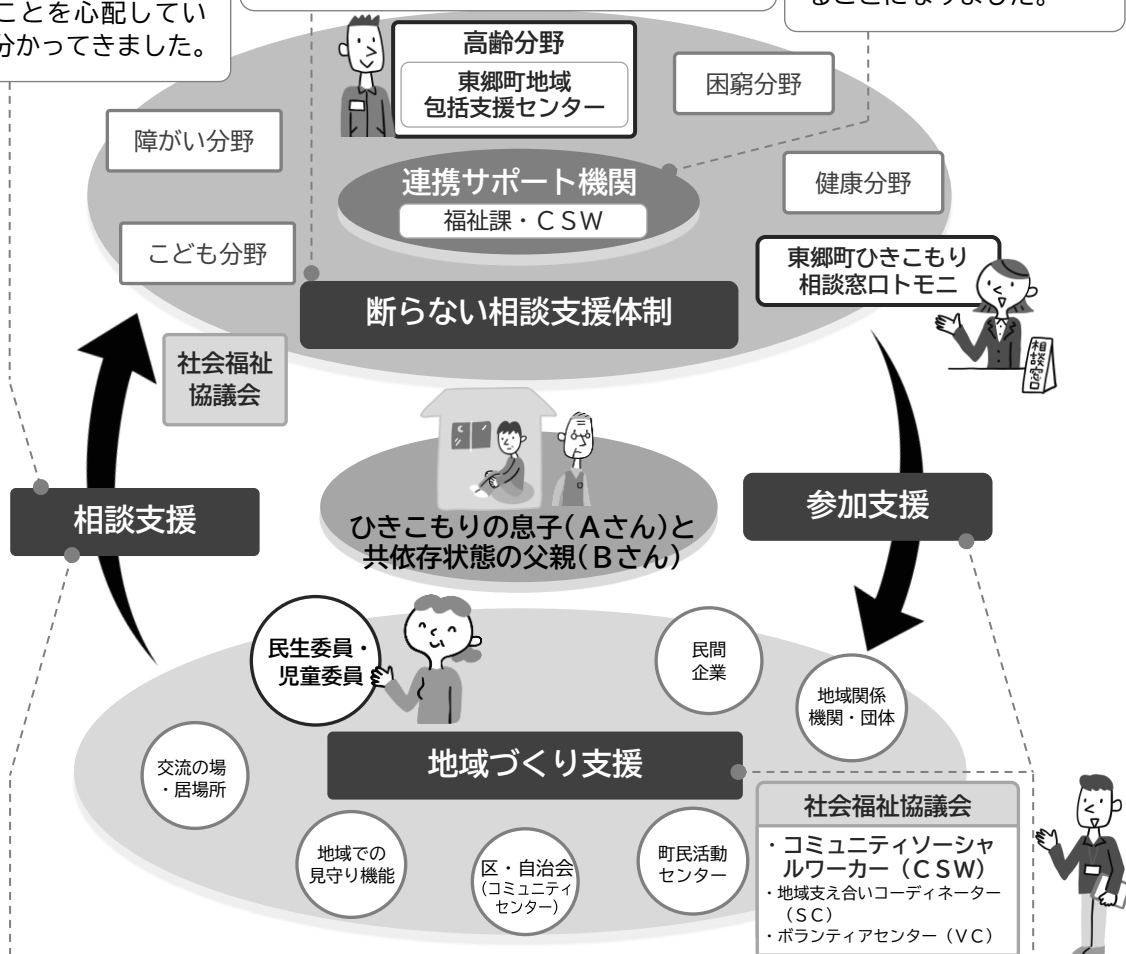
Bさんには相談は家の恥という意識があり、なかなか話を聞けませんでした。地域包括支援センターは何度も自宅を訪問し、時間をかけて信頼関係を築きました。そして、自らの健康のほか、仕事を辞めて家にひきこもっている息子のことを心配していると分かってきました。

③ 断らない相談支援体制

Bさんがやっと話してくれるようになったため、まずは地域包括支援センターが息子の状況も詳しく聞くことにしました。Bさんに寄り添いながら息子の状況を聞き取ると、息子が極端に人との関わりを避けていることや世帯全体の経済的な問題など様々なことが心配されました。支援機関も多岐にわたることが想定されたため、地域包括支援センターはBさんの同意を得て、重層的支援会議の開催を依頼しました。

④ 重層的支援会議による支援プランの作成

重層的支援会議では、Bさんを地域包括支援センターが、Aさんをひきこもり相談窓口トモニが担当することに決定しました。あわせて家計相談や参加支援事業の利用も進めることになりました。



① 地域住民の気にかける関係性

妻を亡くし、元気のないBさんを心配した近所の人「姿を見たらあいさつ」したり、「声かけ」したりし、昔からの知り合いは「話し相手になって」いたりしました。ある日、Bさんから自身の健康状態が悪化していると聞いた近所の人「民生委員に相談」し、民生委員は話を聞いたうえで地域包括支援センターへつなぎました。※「」内はワークショップで出た意見です。

⑤ 参加支援、地域の居場所づくり

ひきこもり相談窓口トモニの職員とCSWが連携し、Aさんと関係性を築いた段階で、地域のこども食堂の手伝いをしてもらうことになりました。Aさんは地域のこどもの笑顔に触れるうち、少しずつ気力が戻ってきました。気力が戻ると、仕事をしてお金を稼ぎたいと思い始め、就労支援を受けてアルバイトを始めました。その後も、地域のこども食堂の手伝いは続けています。Bさんは安心し、介護サービスを利用しながら息子と2人で暮らし続けています。毎日のように近所の人や民生委員が声をかけてくれています。

重点プロジェクト2 横断的連携体制の強化【町】

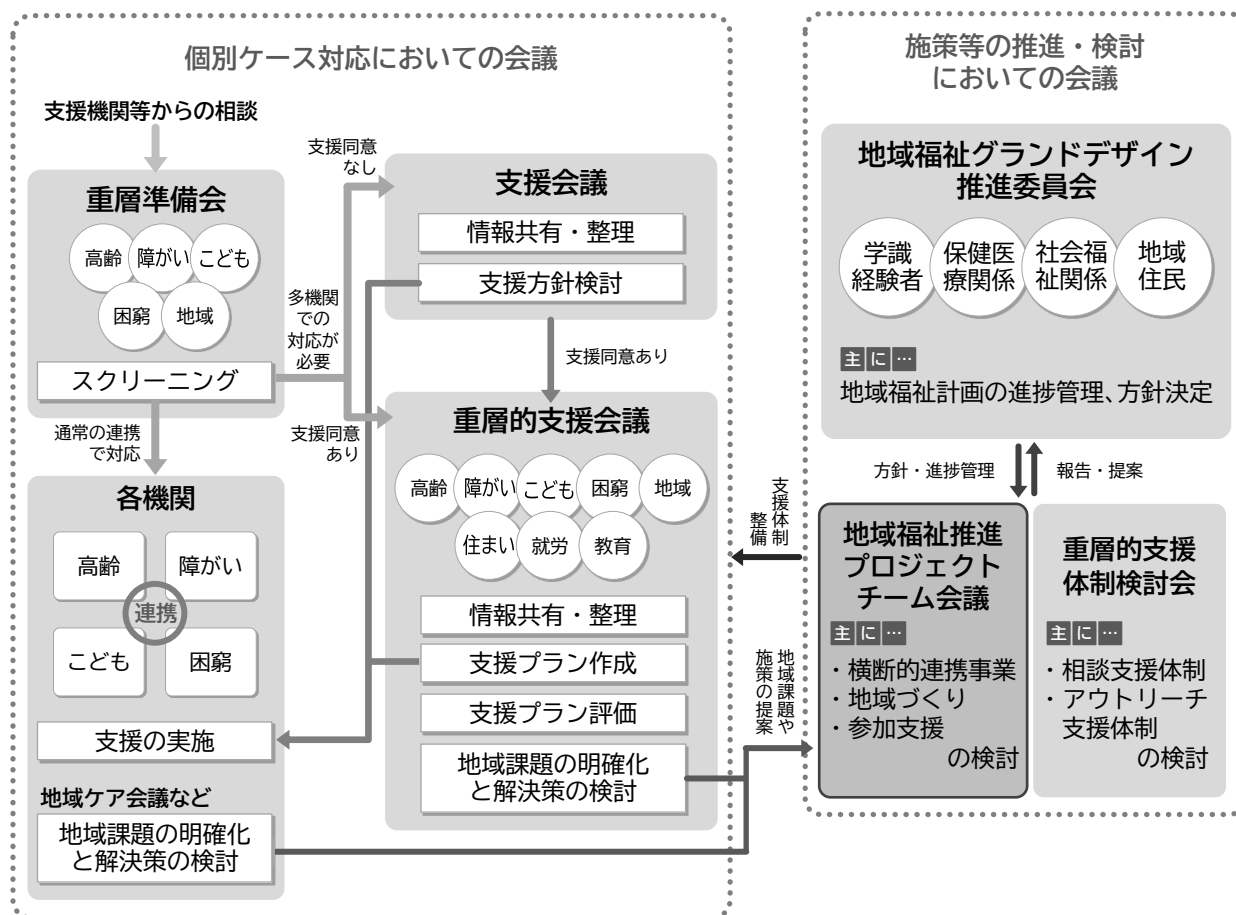
少子高齢化や地域のつながりの希薄化、制度の狭間にある課題など、地域における生活課題が複雑化・多様化する中、これまで以上に分野を越えた支援や、地域全体での支え合いが求められています。

本町では、重層的支援体制整備事業における個別ケースに対応する会議の他に、「地域福祉推進プロジェクトチーム会議」を設置し、横断的連携事業の検討及び推進を行います。

横断的連携事業とは、福祉分野に限らず、保健、医療、子育て、教育、就労、地域づくりなど、あらゆる分野の連携により、各課の既存事業の対象や内容を拡大したり、新規事業を創出したりすることで地域における複合的な課題に対して包括的な支援に資する取組をいいます。

本計画の第4章において、横断的連携事業に該当する取組には「◎」を付けています。

■各会議体の位置づけイメージ



重点プロジェクト3 地域住民と多様な主体とのネットワーク強化【社会福祉協議会】

地域づくりは、地域住民だけではなく、そこで活動している多様な主体と協働していくことが必要です。そのため、地域支え合いコーディネーター（SC）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティアセンター（VC）の3者が地域に出向き、共に地域をつくっていくためのネットワーク強化を進めていきます。これまでつながりが薄かった企業や NPO 法人などと地域づくりを進めるために連携を深めます。

SC

「地域支え合いコーディネーター」のことで、地域住民と一緒に地域の生活課題を見つけ、話し合いをしています。その中で支え合いの住民活動が生まれるようお手伝いをしています。



CSW

「コミュニティソーシャルワーカー」のことで、ふくしの何でも相談員です。困っている人に対する個別支援や地域への働きかけを通じて、地域にある福祉課題に対応します。



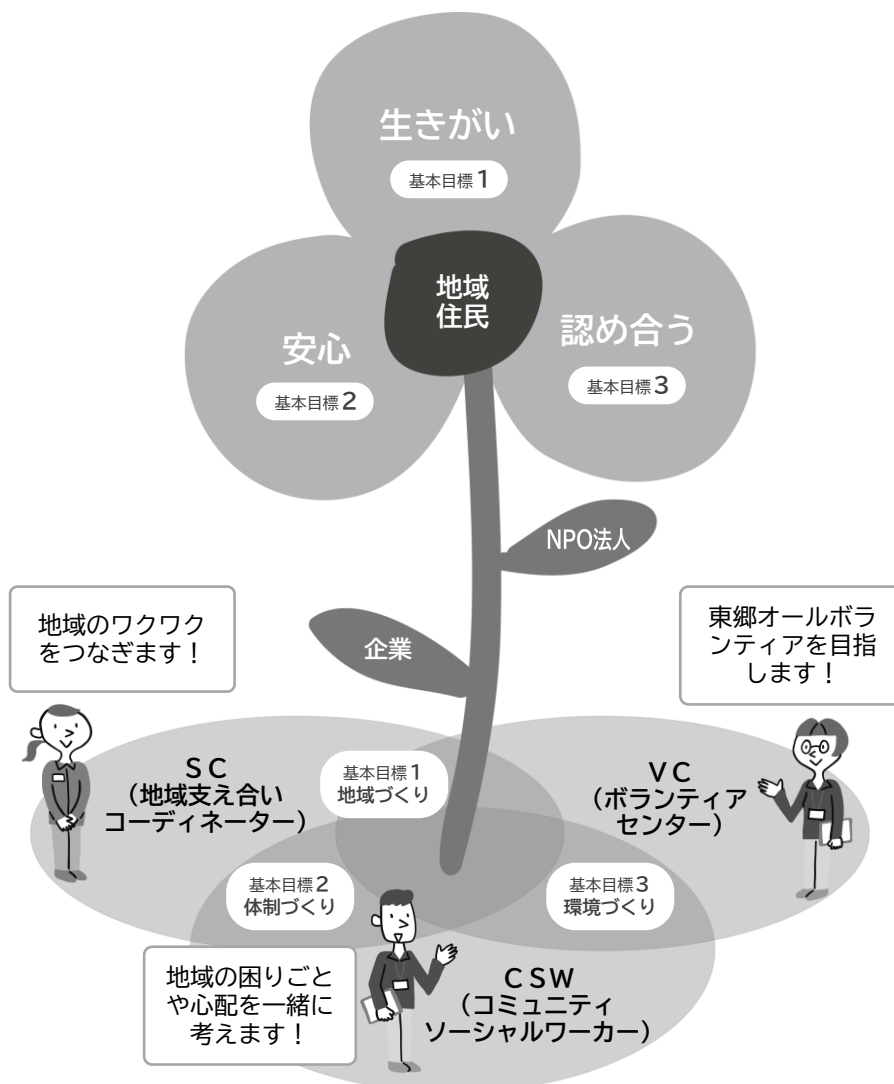
VC

「ボランティアセンター」のことで、ボランティアしたい人と来てほしい人のマッチングをしています。多くの人が自分に合ったボランティアが見つかるよう応援しています。



■連携のイメージ

地域支え合いコーディネーター（SC）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティアセンター（VC）の3者が連携し、本計画を推進することにより地域づくりに大切なネットワークが強化され、地域福祉の花を咲かせることをイメージした図です。



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、ふくしのなんでも相談員です！

令和7（2025）年度から、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されました。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、相談支援だけでなく、「多機関協働」「アウトリーチ」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行います。誰かに相談したいけどどこに相談したらいいかわからない、地域に気になる人がいる、地域のために何かしたいなど、困りごとや地域のことを相談したい方の相談に応じます。地域に出向き、他の機関と連携しながら、不安や困りごとの解決に向けて、相談者と一緒に考える新しい専門職です。

どなたでもひとりで悩まず、まずはお気軽にあなたのお気持ちをお話ししてください。
対面・電話相談だけでなく、訪問相談も可能です。秘密は厳守します。



第4章

施策の展開

施策の展開の見方

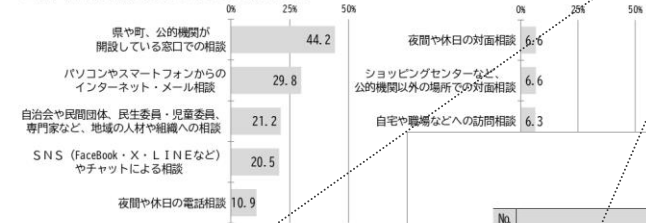
基本目標 2 丸ごと受け止める体制づくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

【現状・課題】

- 本町では、高齢者は地域包括支援センター、障がいのある人は障がい者相談支援センター、子どもや子育てに関することはこども家庭センターなどそれぞれ相談窓口を設置し、町民の課題に対応してきました。
- しかし、近年、世帯が抱える問題は、単に一つの要因だけではなく、障がい、介護、健康、経済的な問題など、様々な要因が複雑に絡み合った世帯の課題が増加しています。
また、従来の枠組みでは対応が難しいケースも見られるようになっており、地域と連携した行政や専門の相談窓口が、様々な受け皿で地域住民の悩みや相談をすくい上げ、必要な支援へと迅速につなげる必要があります。
- 町民アンケートによると、生活上の悩みや不安の相談先について、家族や親戚、友人や知人など身近な人が多く、役場などの相談窓口や社会福祉協議会など公的な窓口は1割未満にとどまっています。一方で、悩みや不安を相談できるとよいと思う方法については、県や町、公的機関が開設している窓口での相談が最も高くなっています。
- 相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図り、町民一人一人の状況やニーズに応じた柔軟な対応ができる体制を構築することが求められます。

■悩みや不安を相談できるとよいと思う方法（町民）



【主な取組】

■町が取り組むこと

No.	取組
13	属性を問わない相談支援の充実 ◎年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性にかかわらず、悩みでも受け止められるよう、既存の相談窓口の応力向上を図るとともに、窓口間の連携強化を図り、町民の多様なニーズに対応できる相談員の育成に力を注ぎます。

基本施策を実現するために、町民が取り組むことの事例を記載しています。

基本施策ごとに実施指標を設定しています。目標値は中間年度の令和10(2028)年度と最終年度の令和13(2031)年度で設定していますが、進捗確認は毎年度実施します。

各基本施策に関連する現状と課題を記載しています。

基本施策を実現するために、町が取り組むことと社会福祉協議会が取り組むことをそれぞれ記載しています。
重点プロジェクト2 横断的連携体制の強化に関連する横断的連携事業に該当する取組には「◎」を付けています。

No.	取組	関係課
14	各相談機関の機能と連携の強化 ・身近な相談窓口の充実を図るとともに、相談先が分かるように周知します。 ・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、こども家庭センター、子育て支援センター、社会福祉協議会など、多様な専門機関がそれぞれの機能を最大限に発揮し、効果的に連携できるよう、情報共有や多機関連携会議を定期的に開催します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
11	属性を問わない相談支援の充実 ・町からの受託や独自に実施する相談窓口において、年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性を問わず、包括的に相談を受け止めます。	生活支援係
12	地域の身近な相談先としての機能強化 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域担当者が、地域の身近な生活課題に気づき、町や専門支援機関と連携しながら地域で支える仕組みづくりに取り組みます。 ・地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターの受託運営や訪問活動を通じて、異変などに気付いた場合は、関係機関への情報提供や支援をします。	生活支援係 包括支援センター係 障がい者福祉係

■町民が取り組むこと

- ・ちょっとした困りごとでも気軽に相談しましょう。
- ・困りごとを抱えている人に気付いたら、相談窓口を案内しましょう。

【実施指標】

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
地域包括支援センターにおける相談件数【町】	8,048件	8,100件	8,200件
基幹相談支援センターにおける相談件数【町】	238件	250件	260件
こども家庭センターにおける相談件数【町】	1,332件	1,340件	1,350件
重層的支援体制検討会の実施回数【町】	3回	3回	3回
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談支援件数【社会福祉協議会】	未実施	60件	100件

CASE 4 長年ひきこもりの息子と共に暮らす高齢の母親 Eさん(82歳・女性) Fさん(52歳・男性)

もしも、地域の支えがなかったら…

Eさんは、年金で暮らしながら、息子と二人で静かに生活しています。体力が衰え、病院へ行くのも一苦労ですが、息子に頼ることはできず、「自分が元気でいない」と無理を続けていました。

近所づきあいもほとんどなく、外に出る機会が減るにつれて気持ちもふさがちになっていきました。

Fさんは20代で仕事を辞めてから長年ひきこもりがちで、母親と以外ほとんど話すことがありません。働きたい気持ちはあっても、ブランクや対人不安から一歩を踏み出せず、焦りと無力感を抱えながら日々を過ごしています。

母親の体調が悪くなるたびに不安が募りますが、どうすればいいかわからず、誰にも相談できないままでした。



もしも、地域の支えがあったら…

Eさんは、年金で暮らしながら、息子と二人で静かに生活しています。

近所の人が「最近、Eさんの姿を見かけない」と民生委員に声をかけたことがきっかけで、民生委員が訪問し、Eさんの体調や暮らしぶりを丁寧に聞きました。すると、「こんな話を誰かにするのは久しぶり」とEさんはほっとした様子を見せました。

その後、地域包括支援センターとも連携し、通院の見守りや買い物支援が始まりました。

Fさんについても、地域包括支援センターの職員が「ひきこもり相談窓口」につなぎました。Fさんの支援をするとともに、Eさんは「ひきこもり家族の会」に参加し、同じ悩みや思いを持つ人と話すことで、「自分だけじゃない」と安心を感じるようになりました。

Fさんは支援員に緊張していましたが、少しずつ心を開き、「パソコンを使った仕事ができるかもしれない」と「就労ファーストステップ ココカラ！」に行ってみることにしました。母親の代わりにオンラインで買い物をしたり、行政手続きを手伝ったりと、少しずつ役割を担う姿も見られるようになりました。

Eさんも「息子に少し笑顔が戻った」と安心した表情を見えています。



ワークショップでは、地域でできることとして、外出に誘う、話し相手になる、民生委員や地域包括支援センターにつなぐといった意見が挙げられました。一方で、心を開いてもらえないのではないか、どこまで地域が関わってよいのか判断が難しいといった声も挙げられました。

8050問題のように長年の不安や孤立が重なる世帯への支援においても、住民一人一人の気づきや声かけが、支援への大切な一歩につながります。

各基本目標の最後にコラムとして、地域で課題を抱える人のケース（事例）を掲載しています。このケースは令和7（2025）年2月に実施したワークショップで題材にしたものです（P12 参照）。

「もしも、地域の支えがあったら…」に記載している地域の支えは、実際にワークショップで参加者が自分たちにできることとして出し合った意見を基に作成しています。

基本目標1 つながり支え合う地域づくり

(1) 福祉や地域に対する関心・意識の向上

[現状・課題]

- 町民アンケートによると、地域の福祉に関心がある町民は7割に近くなっていますが、民生委員・児童委員、区長・自治会長アンケートによると、地域の支え合いを進めるに当たって、地域福祉に無関心な人が多いことが問題として挙げられています。
- 地域福祉を推進する上では、町民一人一人の「地域共生社会」の実現に向けた支え合いに対する福祉意識の醸成が必要不可欠です。福祉意識の醸成を進めるためには、町民が積極的に社会参加をすることや、子どもの頃から福祉について学ぶことにより、お互いに思いやり、認め合うところを育むことが重要です。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
1	福祉を学ぶ機会の充実 ・町民の多様なニーズに応じた学習プログラムを提供するとともに、地域における実践的な学びの場の創出を図ります。 ・広報紙やホームページ、SNS、回覧板など、多様な媒体を活用し、福祉に関する講演会、研修会、イベント情報を積極的に発信します。 ・学校教育と連携した福祉教育を推進します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課
2	人権尊重・相互理解に向けた意識啓発 ・広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、人権に関する情報を発信するとともに、講演会やイベントを開催するなど、人権啓発を推進します。 ・学校教育や地域活動と連携し、子どもの頃から人権への理解を深める機会を提供します。 ・認知症や障がいに関する正しい知識の普及と理解促進を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
1	福祉を学ぶ機会の充実 ・社協だよりやボランティア広報紙「アイリス東郷」、社会福祉協議会のホームページなどにおいて、福祉に関する情報を発信します。 ・コミュニティセンターや児童館などにおいて、ボランティア講座や出前講座などを開催します。 ・町内の小・中学校を対象に、障がいのある人や高齢者との交流・体験を通じて、地域の福祉課題に気づき、「共に生きる力」や豊かな人間性を育むことを目指した福祉教育を実施します。	地域福祉係

No.	取組	関係係
2	地域福祉の理解促進と課題共有の場の創出 ・町民に対して、顔の見える関係の大切さや地域での居場所のつくり方など自分が暮らす地域について知る学習会を開催します。 ・福祉に関する講座を開催し、個人や地域の課題共有の場として活用します。	地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・地域の様子や地域に暮らす人たちに関心を持ちましょう。
- ・障がい、認知症など福祉に関する課題について正しい理解を深めましょう。
- ・福祉に関するテーマの研修や講座に参加しましょう。

[実施指標]

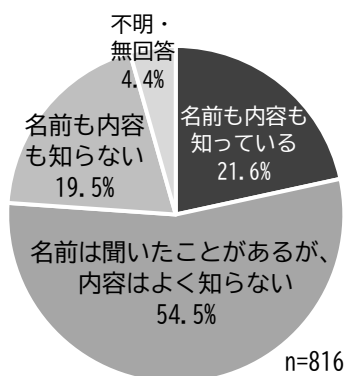
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
福祉に関連する出前講座の開催回数【町】	26 回	30 回	35 回
人権に関するイベントの開催回数【町】	1 回	1 回	1 回
地域福祉・ボランティアに関する情報発信数(広報紙・SNS)【社会福祉協議会】	19 回	79 回	115 回

(2) 地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり

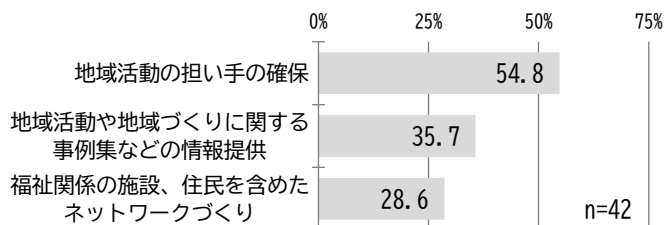
[現状・課題]

- **地域活動**や地域福祉の重要な担い手として、民生委員・児童委員、区長・自治会長など地域の担い手が日々活動しています。
また、町内には様々な分野で活躍する団体**など**が存在し、**町民**のニーズに応じた多様な福祉活動を展開しています。これらの活動は、行政サービスだけでは行き届かない細やかな支援を可能にし、地域共生社会の実現に向けた貴重な資源となっています。
- 一方で、町民アンケートによると、民生委員・児童委員制度について名前も内容も知っている人は約2割にとどまっています。
また、民生委員・児童委員、区長・自治会長アンケートによると、今後社会福祉協議会に支援してほしいこととして、地域活動の担い手の確保が最も高くなっています。
- 町民アンケートによると、ボランティアや町民主体の活動やNPO活動に参加している人の割合は約1割にとどまっています。
また、参加できない、又は参加したくない理由としては時間がないことや、自分の生活のことで精一杯という理由が上位となっています。
- 地域福祉を支える様々な団体やその活動内容**など**を広く周知するとともに、担い手の確保や育成、活動支援**など**を進める必要があります。

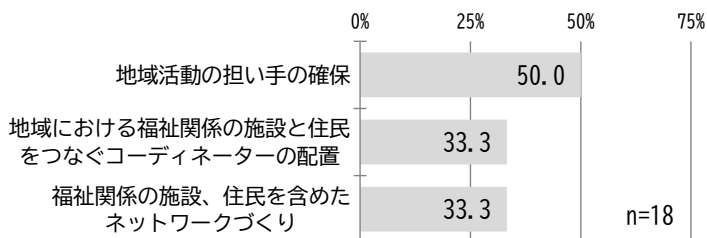
■民生委員・児童委員制度の認知度（町民）



■今後町社会福祉協議会に支援してほしいこと（上位3位）
（民生委員・児童委員）



■今後町社会福祉協議会に支援してほしいこと（上位3位）
（区長・自治会長）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
3	民生委員・児童委員の活動支援 ・広報紙やホームページ、SNS など、多様な媒体を活用し、民生委員・児童委員の活動の重要性や魅力について町民への周知を図ります。 ・民生委員・児童委員がより一層活動しやすく、継続的に取り組むことができるよう、活動環境の整備を進めます。 ・地域における包括的な支援体制の構築に向けて、情報交換や交流の場の設置、福祉の関係機関との懇談の機会を通じて、ネットワークづくりを推進します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課
4	福祉活動の担い手づくりと支援 ・認知症サポーター養成講座や生活支援サポーター養成講座を始めとする各種講座を開催し、参加の促進を図ることにより、新たな担い手の発掘につなげます。 ・育成されたサポーター などが 継続的に活動し、地域で活躍できるよう、活動の場の充実を図るとともに、研修の機会を提供し、資質向上を支援します。 ・活動内容に関する情報提供や開催イベント などの P Rを行います。 ・町民活動センターの活用を推進し、活動者や団体同士の交流を促進します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 成人保健推進室 地域協働課
5	町民活動・ボランティア活動 などの 活性化 ・「協働によるまちづくり提案事業」を通じて、町民のアイデアや自主的な活動を積極的に支援します。 ・町民活動センターの有効的な活用方法について検討します。 ・ボランティア活動への参加を促す仕組みの検討や運用を行います。	福祉課 地域協働課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
3	民生委員・児童委員の活動支援 ・民生委員・児童委員の活動に関する相談対応や、東郷町民生委員児童委員協議会への助成などを通じて、民生委員・児童委員による地域での見守り活動や相談支援などの継続的な展開を支援します。	地域福祉係
4	ボランティア活動 などの 活性化 ・ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動の相談受付や情報提供、講座の開催、団体支援などを行います。町民が自らの関心や経験を生かして地域と関わる機会を創出し、継続的な活動へとつなげることで、福祉活動の担い手づくりを推進します。 ・活動先のコーディネートやマッチング、団体同士の交流会の開催、高齢者ボランティアポイント制度の運営などボランティア活動 がしやすい環境を構築します。	地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・ 民生委員・児童委員活動について理解を深め、活動に協力しましょう。
- ・ 地域で福祉の担い手になるための講座や研修に参加してみましょう。
- ・ 興味のあるボランティアに参加してみましょう。

[実施指標]

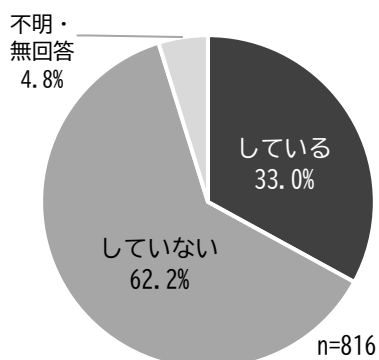
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
民生委員・児童委員に関する情報発信回数 (広報紙・SNS) 【町】	2回	4回	6回
福祉に関する各種養成講座受講者数【町】	1,112人	1,150人	1,200人
まちづくり提案事業実績数【町】	3事業	3事業	3事業
ボランティアセンター登録者数【社会福祉協議会】	825人	990人	1,190人
社会福祉協議会ボランティアセンターにおけるボランティアのマッチング数【社会福祉協議会】	59回	70回	85回

(3) 地域での支え合いの推進

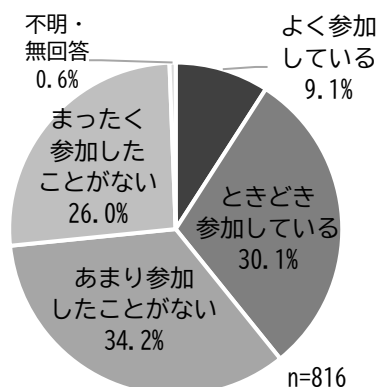
[現状・課題]

- 少子高齢化の進行や核家族化、価値観の多様化などにより地域のつながりが希薄化しています。
また、地域の複合的な課題が顕在化する中、行政サービスだけでは対応が困難な状況があり、日常的な見守りや声掛けなど、住民同士の身近な支え合いが重要となっています。
- 町民アンケートによると、日頃から地域で隣近所の人とちょっとした手助けや協力などの助け合いをしている人の割合が約3割に対して、していない人の割合は約6割となっています。
また、区・自治会などの地域活動に**参加している人は約4割、あまり参加したことがない人又はまったく参加したことがない人は約6割**となっています。
- 一方で、同アンケートによると、隣近所の人にしてほしい手助けや協力については、声掛けや安否確認、災害時の手助けが上位となっています。
- 日頃からの隣近所における支え合いや見守り活動は、災害時における安否確認や避難支援などの基盤ともなるため、平常時の地域のつながりづくりと防災・災害対応力の強化を一体的に進めることが重要です。

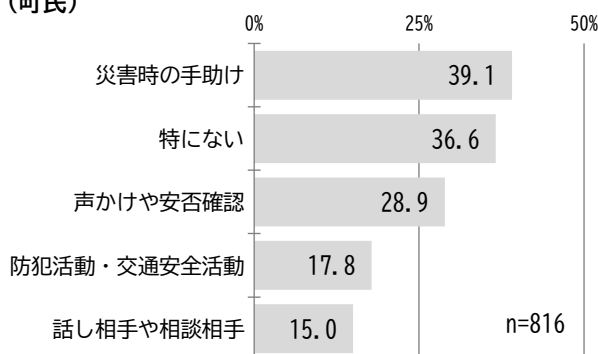
■日頃から地域で隣近所の人とちょっとした手助けや協力などの助け合いをしているか（町民）



■区・自治会などの地域活動に参加しているか（町民）



■隣近所の人にしてほしい手助けや協力（上位5位）（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
6	区・自治会活動の活性化 ・区・自治会加入ポストの設置やパンフレットの配布などにより、区・自治会加入の促進を図ります。 ・区長・自治会長同士が連携を深め、情報や課題を共有できる交流の場を定期的に設けることで、地域活動の横断的な連携を強化し、共通の課題解決に向けた取組を推進します。	福祉課 地域協働課
7	見守り・声掛けの推進 ・子どもの安心・安全の確保や高齢者などの社会的孤立や虐待などを防ぐため、地域や学校、民生委員・児童委員、民間事業者、警察など関係機関と連携し、地域の見守り体制を強化します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 情報広報課 学校教育課
8	地域の防災・災害対応力の強化 ・各地区の自主防災組織などの防災訓練や日常的な見守り活動、支援方法の検討などを支援し、地域の防災力向上を図ります。 ◎災害時に避難行動要支援者への支援が円滑に行われるよう、地域の関係者と連携して支援対象者名簿の整備及び個別避難計画の作成を推進します。 ◎高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、疾病のある人など、配慮が必要な人が安心して避難所生活を送れるよう、福祉施設などと連携して福祉避難所を設置するとともに、在り方について検討します。また、一般避難所においても要配慮者スペースの確保を検討します。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 防災安全課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
5	地域活動の活性化 ・町内で町民や団体などが主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ります。 ・既存の地域活動の支援を行うとともに、新たな地域活動の創出に向けて、活動に意欲のある町民が地域で活動できるよう、コーディネートします。	地域福祉係 生活支援係
6	見守り・声掛けの推進 ・見守りを行っている町民や団体の相談支援など、町民が主体となった定期的な訪問や声掛け活動の継続を支援します。	地域福祉係

No.	取組	関係係
7	地域の防災・災害対応力の強化 ・災害時に災害ボランティアの受け入れができるように、災害ボランティアセンターの設置に向けた準備を進めます。 ・地域の防災力を高めるため、モデル地区を対象に町民向けに防災勉強会を実施します。 ・地域で実施される避難訓練に参加し、自主防災について現状を把握します。 ・地域のイベントに防災ブースを出展し、防災・減災について啓発します。	地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・区・自治会や町民活動団体の活動に参加してみましょう。
- ・普段から、隣近所の人とあいさつや声を掛け合い、顔の見える関係をつくりましょう。
- ・郵便物が溜まっている、いつもと様子が違うといった隣近所の異変に気付いた際には、声を掛けたり、役場や関係機関に連絡しましょう。

[実施指標]

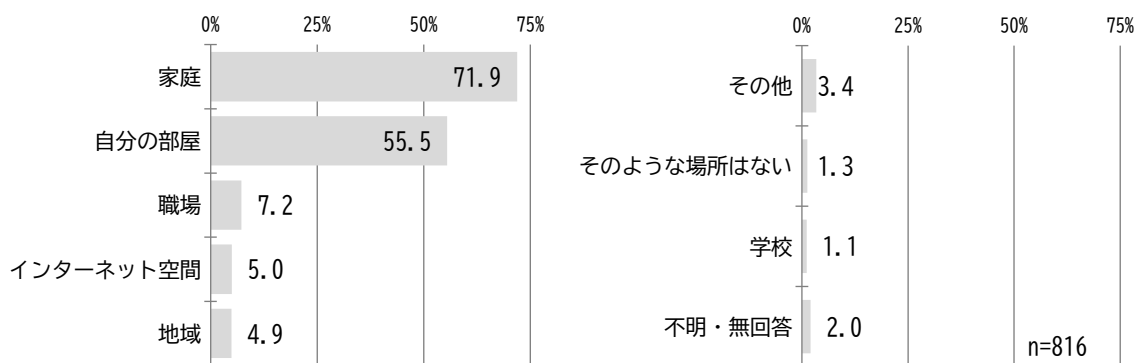
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
自治会加入率【町】			
地域見守り活動に関する協定締結事業者数【町】	26 者	28 者	30 者
地区別防災活動支援実施回数【町】	17 回	18 回	18 回
個別避難支援計画の作成数【町】	3 件	15 件	30 件
防災・減災の啓発回数【社会福祉協議会】	2 回	6 回	8 回

(4) 孤立防止と生きがいづくりの推進

[現状・課題]

- 社会構造の変化や価値観の多様化により、地域や家族とのつながりが希薄化し、社会的孤立や孤独感を抱える人の増加が社会的な課題となる中、気軽に集い交流できる居場所の確保や、誰もが地域社会とのつながりを持ち、孤立を防ぐための支援が重要となっています。
- 国では、令和3年(2021年)2月に内閣官房に「孤独・孤立対策担当室」が設置され、同年12月には「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。
さらに、令和5年(2023年)6月に「孤独・孤立対策推進法」が公布され、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」や「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指すための、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力などが規定されました。
- 町民アンケートによると、自分自身にとって居場所と思える場所は家庭や自分の部屋に集中しており、地域を居場所と感じている人は1割に満たない状況です。
また、居場所がないと感じている人もわずかに存在している状況です。
- また、人生100年時代を迎え、高齢期の長期化や退職後の生活の変化により、高齢者や障がいのある人を含め、一人一人が社会とのつながりや生きがいを持って地域で自分らしく生活できることも重要です。
- 孤立防止に向けた多様な世代が気軽に集える地域の居場所づくりを進めるとともに、高齢者や障がいのある人の就労支援や社会参画の機会拡充など、誰もが生きがいを持って社会参加できる環境づくりを推進する必要があります。

■自分自身にとって居場所と思える場所(町民)



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
9	地域の多様な居場所づくり ・高齢者の通いの場、サロン活動、子ども食堂など、多様な主体による取組を支援し、地域のつながりの基盤を強化します。 ◎横断的な連携や社会福祉協議会との連携により、年齢や障がいの有無、立場にかかわらず、誰もが安心して過ごせる「居場所」となる場の創出・充実を図ります。既存の居場所などについて、誰もがアクセスしやすくなるよう周知を行います。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課

No.	取組	関係課
10	社会参加や交流の促進 ・世代間交流事業や地域イベントの開催支援など、町民同士がつながり、交流を深められる機会の充実を支援します。 ◎高齢者や障がいのある人を始め、誰もが社会とのつながりや生きがいを実感できるよう、趣味や学習、ボランティア、就労など、関心に応じた多様な活動の場を創出します。また、活動への参加を促進するため、地域における活動の場や機会の周知を行います。 ・多様な立場の人が共に活動できるよう、地域活動における合理的配慮の提供や参加支援の充実を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 地域協働課 産業振興課 生涯学習課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
8	地域の多様な居場所づくり ・地域支え合いコーディネーターを中心に地域のサロン活動を支援し、地域課題や要援護者の早期発見、必要な支援へつなぐことができるようにします。 ・食事の提供や学習支援など子どもの居場所づくりを目的として活動する団体に対して、経費の助成など、活動の支援を行います。	地域福祉係
9	社会参加や交流の促進 ・町民同士の交流を促進するため、地域のイベントや福祉団体の活動などで必要な機材の貸し出しなどの支援をします。 ・ボッチャなど障がいのある人でも楽しめるスポーツの講座やレクリエーション大会、ひとり暮らし高齢者対象の交流会、障がいのある人を対象としたクリスマス会などを開催します。	生活支援係 地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・地域のイベントや通いの場、サロン**など**に参加し、地域の人と交流しましょう。
- ・趣味や学びのサークル、地域活動に参加して、自分の関心や特技を生かしてみましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
サロン など の地域の居場所の数【町】	129 箇所	140 箇所	150 箇所
障がいの有無や世代を問わず交流できる場の数【町】	2 箇所	3 箇所	4 箇所
地区 など への備品貸し出し件数【社会福祉協議会】	29 件	40 件	50 件
地域イベント など の参加回数【社会福祉協議会】	5 回	10 回	15 回

(5) 地域の多様な主体間のつながりの促進

[現状・課題]

- 少子高齢化や人口減少が進む中、地域の支え手となる人材の確保が困難になってきており、従来の地域福祉を支えてきた区・自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなどの担い手の高齢化や活動の継続性が課題となっています。
- このような中、地域住民だけでなく、企業、NPO、学生など、多様な主体がそれぞれの特性や強みを生かして地域に関わることが、地域の持続可能性を高める上で重要となっています。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
11	多様な主体（企業・学生）の参画促進 ・企業、NPO、学生などが、得意分野や特性を生かして地域福祉に関わることができるよう、広報やコーディネート機能の構築に向けて検討し、社会参画の促進を図ります。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 情報広報課 防災安全課 地域協働課 産業振興課
12	地域で新たに取り組む協働事業への支援 ◎社会福祉法人、企業、NPO などがそれぞれの強みを生かして協働し、地域の課題に取り組むことができるよう、主体間をつなぐコーディネートをするともに、活動の実施を支援します。	福祉課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
10	多様な主体（企業・学生）の参画促進 ・ボランティア活動などへの学生の参加を促進するため、学校を通じて、学生が参加しやすく、関心を持ちやすいイベントや活動を紹介します。 ・多様な主体がそれぞれの特色を生かし、地域福祉活動へ参加、協力できるよう支援します。 また、課題解決に向け必要に応じた主体同士がつながることを支援します。	地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・活動の場で、自分の知識や経験、特技を生かし、他の主体と協力して地域課題の解決に取り組みましょう。
- ・困りごとや地域課題に気付いたときは、地域の人や団体、企業、学校など、関係する多様な主体に声を掛け、協働で解決策を考えましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
福祉に関する連携協定数【町】	6件	7件	8件
企業との連携に向けたコーディネート機能の整備【町】	未実施	検討	実施
企業・学生へのボランティア募集回数【社会福祉協議会】	2回	5回	8回

コラム

CASE2 定年退職後の孤立 Cさん(72歳・男性)

もしも、地域の支えがなかったら…

会社員として40年以上勤めあげたCさんは、定年退職後に趣味や地域とのつながりがなく、日中を一人で過ごす日々が続いていました。数年前に妻を病気で亡くし、こどもは遠方に住んでいます。

会社では重要な役職を務め、周囲から頼りにされていましたが、退職後は誰からも必要とされていないように感じ、「自分の居場所がなくなった」と思うようになりました。

外出する機会も減り、買い物も最低限。気づけば話す相手もいません。

地域の集まりの案内がポストに入っているけど、「自分には関係ない」と思い込み、足を運ぶことはありませんでした。体力は衰えて、体調も気分もすぐれない日が増えていきました。



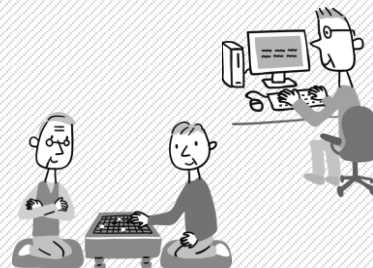
もしも、地域の支えがあったら…

会社員として40年以上勤めあげたCさんは、退職後しばらくは孤立気味でしたが、ある日、近所の民生委員が「お元気ですか？」と声をかけてくれました。

何気ないそのひとことがきっかけで、地域のサロンに誘われ、初めて参加してみることに。

最初は緊張していましたが、同じように退職後に参加した人も多く、すぐに打ち解けました。昔の仕事で身につけたパソコンの知識を活かし、チラシづくりを手伝ううちに、頼られる喜びを思い出しました。

いまでは、サロンの活動を支える一人として、毎週の集まりを楽しみにしています。



ワークショップでは、地域でできることとして声かけや、話し相手になること、自治会や老人クラブ、地域の行事などに一緒に参加することなどが挙げられました。一方で、孤立している人・世帯を把握することの難しさやそういった人がいた場合の関わり方の難しさも意見として挙げられました。

住民一人一人が気づき合い、声をかけ合える地域づくりが必要です。

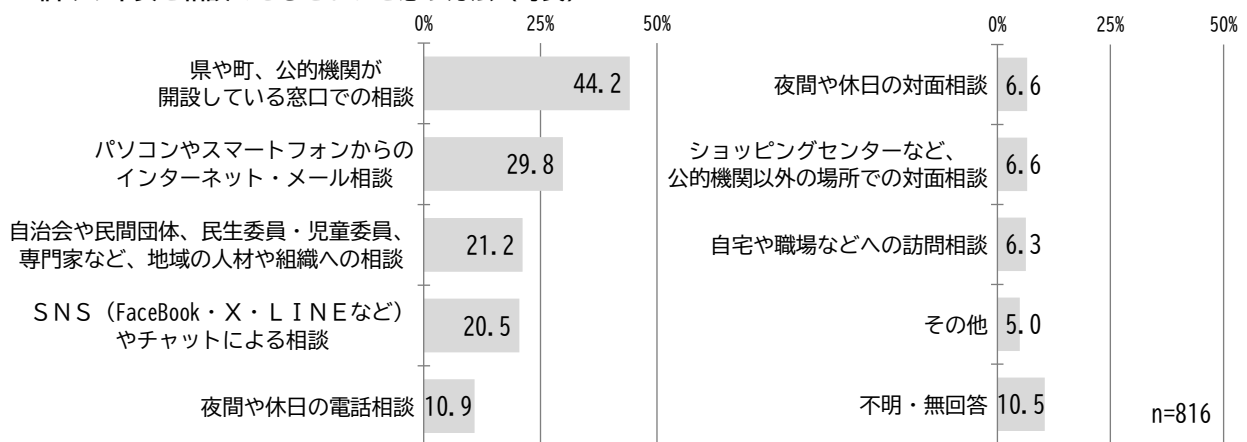
基本目標２ 丸ごと受け止める体制づくり

(１) 包括的な相談支援体制の充実

[現状・課題]

- 本町では、高齢者は地域包括支援センター、障がいのある人は障がい者相談支援センター、子どもや子育てに関することはこども家庭センターなどそれぞれ相談窓口を設置し、**町民**の課題に対応してきました。
- **しかし**、近年、世帯が抱える問題は、単に一つの要因だけではなく、障がい、介護、健康、経済的な問題など、様々な要因が複雑に絡み合った世帯の課題が増加しています。
また、従来の枠組みでは対応が難しいケースも見られるようになっており、地域と連携した行政や専門の相談窓口が、様々な受け皿で地域住民の悩みや相談をすくい上げ、必要な支援へと迅速につなげる必要があります。
- 町民アンケートによると、生活上の悩みや不安の相談先について、家族や親戚、友人や知人など身近な人が多く、役場**など**の相談窓口や社会福祉協議会など公的な窓口は１割未満にとどまっています。一方で、悩みや不安を相談できるとよいと思う方法については、県や町、公的機関が開設している窓口での相談の割合が最も高くなっています。
- 相談窓口を周知するとともに、相談支援体制の充実を図り、**町民**一人一人の状況やニーズに応じた柔軟な対応ができる体制を構築することが求められます。

■悩みや不安を相談できるとよいと思う方法（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
13	属性を問わない相談支援の充実 ◎年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性にかかわらず、どのような悩みでも受け止められるよう、既存の相談窓口の機能強化、対応力向上を図るとともに、窓口間の連携強化を図ります。 ・町民の多様なニーズに対応できる相談員の育成に力を入れます。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室

No.	取組	関係課
14	各相談機関の機能と連携の強化	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 地域協働課 学校教育課
	・身近な相談窓口の充実を図るとともに、相談先が分かるように周知します。 ・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、こども家庭センター、子育て支援センター、社会福祉協議会など、多様な専門機関がそれぞれの機能を最大限に発揮し、効果的に連携できるよう、情報共有や多機関連携会議を定期的開催します。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
11	属性を問わない相談支援の充実	生活支援係
	・町からの受託や独自に実施する相談窓口において、年齢、障がい、国籍、経済状況など、個人の属性を問わず、包括的に相談を受け止めます。	
12	地域の身近な相談先としての機能強化	生活支援係 包括支援センター係 障がい者福祉係
	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域担当者が、地域の身近な生活課題に気づき、町や専門支援機関と連携しながら地域で支える仕組みづくりに取り組みます。 ・地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターの受託運営や訪問活動を通じて、異変などに気付いた場合は、関係機関への情報提供や支援をします。	

■町民が取り組むこと

- ・ちょっとした困りごとでも気軽に相談しましょう。
- ・困りごとを抱えている人に気付いたら、相談窓口を案内しましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
地域包括支援センターにおける相談件数【町】	8,048 件	8,100 件	8,200 件
基幹相談支援センターにおける相談件数【町】	238 件	250 件	260 件
こども家庭センターにおける相談件数【町】	1,332 件	1,340 件	1,350 件
重層的支援体制検討会の実施回数【町】	3 回	3 回	3 回
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談支援件数【社会福祉協議会】	未実施	60 件	100 件

(2) 連携により支援につなぐ仕組みの充実

[現状・課題]

- 複雑化・複合化した生活課題を抱える住民に対しては、単一の機関による支援では限界があり、多機関・多職種による連携した支援体制が不可欠です。関係機関が互いの役割や機能を理解し、効果的に情報共有・連携できる仕組みが求められています。
- また、支援が必要でありながら自ら相談に赴くことができない人や、既存の制度では解決が困難な課題を抱える人への支援が課題となっており、特に、社会的孤立やひきこもりの状態にある人に対するアウトリーチ支援の体制構築が求められています。
- 誰ひとり取り残さない支援の実現に向けて、地域の支援者や関係機関が連携し、早期発見・早期支援につなげる体制の強化が必要です。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
15	包括的な支援体制の構築 ◎地域福祉プロジェクトチーム会議を開催し、包括的な支援体制の構築に向けた方針や地域課題を共有し、全庁的な合意形成、意識統一を図ります。また、庁内横断的な連携により、支援が必要な人を適切な支援につなぐためのツールや仕組みづくりを進めます。 ・関係機関を含めた重層的支援体制整備事業検討会を実施し、事業の進め方や体制整備の具体的手法などについて検討を行います。 ・町民の代表を含めた地域福祉グランドデザイン推進委員会において、包括的支援体制の構築・強化に向けた施策や計画の推進方法について検討・協議を行います。 ・ひきこもりやごみ屋敷など制度の狭間の課題を抱える世帯にも、支援を届けることができる仕組みを構築します。	福祉課
16	重層的支援会議による連携強化 ・多機関協働事業を通じて、複雑化・複合化する課題の解決に向け、迅速に支援方針を決定します。	福祉課
17	アウトリーチ支援体制の構築 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、地域で課題を抱えながら社会的孤立に陥っている人などに対して、早期発見・早期対応のため相談を受けるだけでなくアウトリーチ型の支援を強化します。	福祉課
18	参加支援 ・制度の狭間の問題や、多様で複合的な課題を抱える人が、社会とのつながりをつくることで課題の解決に結びつけられるような体制を整備します。 ・様々なニーズや希望、状況などに対応できるよう、地域の資源を活用したコーディネートやマッチングによる支援の方法を検討します。	福祉課

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
13	重層的支援会議による連携強化 ・社会福祉協議会が実施する相談支援機関のうち、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が多機関協働事業に協力するとともに、社会福祉協議会の全ての相談支援担当者が複雑化・複合化する課題の解決に向け、関係機関と連携・協力して取り組みます。	生活支援係 包括支援センター係 障がい者福祉係
14	支援が届きにくい人へのアウトリーチ支援 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が地域で活動する民生委員・児童委員、区長・自治会長、その他の町民などと交流を図り、制度の狭間で支援が行き届かない人や、複雑化・複合化した生活課題を抱える世帯へ支援を届けることができるよう、地域に出向き、町民のニーズや地域生活の課題を把握します。	生活支援係
15	参加支援 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめ地域支援を担う担当者が町民を含めた関係機関と連携し、身近な地域で対象者を理解し見守る環境を整備します。 ・既存の居場所を世代や属性を問わない活動場所として充実するよう働きかけ、社会とのつながりの弱い人が、それらの地域資源を通して、社会とつながることができるよう支援します。	生活支援係

■町民が取り組むこと

- ・地域における複合的な課題の解決に向けて、関係する機関や団体の連携を強化しましょう。
- ・支援が必要な人や困っている人に自分から声を掛けるのが難しい場合は、役場や地域の相談窓口に知らせて、専門職や支援者につなぐようにしましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
地域福祉プロジェクトチーム会議の実施回数【町】	0回	2回	2回
重層的支援会議・支援会議の開催回数【町】	1回	3回	6回
社会とのつながりが弱い人の参加支援件数【社会福祉協議会】	未実施	12件	15件

(3) 多様な福祉サービスの充実

[現状・課題]

- 高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など、何らかの支援が必要な人は増加傾向にあります。誰もが地域で安心して生活できるようにするためには、福祉サービスを適切に利用できる体制を整えることが重要です。
また、近年福祉の各分野において制度や法律の改正なども多く、適切に対応していく必要があります。
- 福祉人材の不足や高齢化が進んでおり、質の高いサービスを安定的に提供するための人材確保が課題となっています。
- 利用者のニーズは多様化・複雑化しており、従来の縦割りの制度だけでは対応が困難な場合も増えており、分野横断的な支援体制の構築や、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供が求められています。
- 行政による公的サービスだけでなく、民間事業者や社会福祉法人との連携により、多様な選択肢を確保していくことが重要です。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
19	福祉人材の育成・確保 ・介護・福祉サービスの従事者、必要な資格取得や研修の情報提供や受講機会の周知を通じて、資質向上の促進につなげます。 ◎福祉の仕事の魅力発信や就労マッチングを推進するため、町内の福祉事業所と連携した就職イベントの開催を検討します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 産業振興課
20	共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開 ・高齢者や障がいのある人など、対象を限定しない共生型サービスの推進を支援し、多様な利用ニーズに応える体制を整えます。 ・既存の福祉施設が地域に開かれた多機能拠点となるよう、多様な町民のニーズに応じた柔軟なサービス提供や交流の機会創出を支援します。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室
21	民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実 ・民間事業者や社会福祉法人と連携し、地域の課題やニーズに応じて、福祉サービスや支援活動の充実を図ります。 ・民間事業者や社会福祉法人の専門的な知識や技能を生かした地域貢献活動を支援するとともに、地域の課題やニーズに関する情報共有を通じて事業者間の連携を強化し、地域全体の福祉力の向上につなげます。	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
16	住民主体の支え合い活動の創出 ・地域支え合いコーディネーターが、各地区で行われている高齢者向けサロンや介護予防教室に参加し、地域の情報や課題を収集し、地域資源を把握し周知に努めます。 ・協議体を運営し、互助を基本とした町民の新たな支え合い活動の創出を支援します。	地域福祉係

■町民が取り組むこと

- ・福祉サービスを適切に利用しましょう。
- ・地域のボランティアや町民活動団体が行う福祉サービスにも関心を持ち、可能な範囲で参加や支援を考えましょう。

[実施指標]

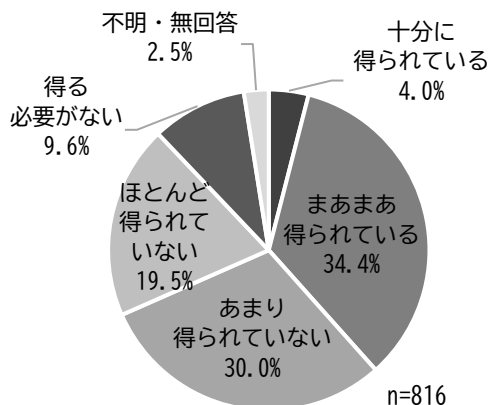
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
福祉人材の確保のための 情報提供又は事業数【町】	2事業	3事業	4事業
福祉施設の地域交流実施 回数【町】	13回	15回	17回
町民との情報交換を実施しているサービス事業所数【町】	9事業所	16事業所	16事業所
町民との座談会の実施回数【社会福祉協議会】	22回	36回	48回
地域支えあい協議体開催数【社会福祉協議会】	24回	26回	28回

(4) 福祉に関する制度やサービスの周知

[現状・課題]

- 町民アンケートによると、福祉サービスの情報の入手状況について、得られている人の割合が約4割に対して、得られていない人の割合が約5割となっています。
- サービスの質を向上させるとともに、情報発信などにより適切なサービスの利用を促す必要があります。

■福祉サービスの情報の入手状況（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
22	多様な媒体を活用した情報提供	福祉課 高齢者支援課 こども課 こども保健推進室 情報広報課
	・広報紙、ホームページ、SNS、地域の掲示板など、町民の利用状況に応じた多様な媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、相談窓口の情報を積極的に発信します。 ・年代やライフスタイルに合わせた効果的な伝達手段を検討し、伝わりやすく、分かりやすい情報提供の方法を導入するとともに継続的に見直します。	
23	全ての人に分かりやすい行政情報の発信	全課
	・やさしい日本語や多言語対応、ユニバーサルデザインに配慮するなど、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人住民まで、誰もが理解しやすい情報提供を推進します。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
17	多様な媒体を活用した情報提供	地域福祉係
	・社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、SNS、地域の掲示板など、町民の利用状況に応じた多様な媒体を活用し、福祉に関する制度やサービス、相談窓口の情報を積極的に発信します。 ・年代やライフスタイルに合わせた効果的な伝達手段を検討し、伝わりやすく、分かりやすい情報提供の方法を導入するとともに継続的に見直します。	
18	情報アクセシビリティの向上	地域福祉係
	・情報発信の方法などを工夫し、誰もが必要な情報が得られるようにします。	

■町民が取り組むこと

- ・広報紙やホームページに目を通し、必要な情報を得るようにしましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
福祉サービス・支援制度の情報発信媒体数【町】	5種類	6種類	7種類
SNSによる福祉サービス・支援制度の情報発信数【社会福祉協議会】	0回	12回	15回

CASE 3 認知症の初期症状で困っている男性 Dさん（76歳・男性）

もしも、地域の支えがなかったら…

一人暮らしのDさんは、最近、もの忘れが増えてきました。

同じ話を何度もしてしまったり、買い物に出かけても何を買うのか思い出せず、手ぶらで帰ってきたり、同じものを買ってしまうことが増えています。

冷蔵庫には古くなった食材が残り、食事の準備やお金の管理にも少しずつ不安が出てきました。

近くに息子夫婦が住んでいますが、仕事や子育てで忙しく、なかなか顔を合わせる機会がありません。介護サービスを勧められても「まだ自分でできる」と断り、外に出ることも減っていきました。

気づけば人との会話がほとんどなくなり、心の中には不安と寂しさが少しずつ広がっていきました。



もしも、地域の支えがあったら…

一人暮らしのDさんは、最近、もの忘れが増えてきました。

ある日、近所の民生委員さんが買い物帰りのDさんに声をかけ、立ち話をしていると、Dさんが買う予定だったものを忘れていたことや以前とは異なる様子に気づき、地域包括支援センターに相談しました。

後日、民生委員さんは「お茶を飲みに行くくらいの気持ちで」と地域の交流サロンを紹介しました。Dさんは半信半疑ながら参加してみると、同年代の人との会話が楽しく、笑顔が戻ってきました。

今では週に一度のサロンが生活の楽しみになり、近所の人と買い物に出かける機会も増えています。

地域包括支援センターの職員も、生活の様子を見守りながら支援をしています。

「誰かが気にかけてくれている」と感じられるようになり、Dさんの表情には安心感が戻りました。



ワークショップでは、地域でできることとして、民生委員や地域包括支援センターへの相談、サロンなどへ一緒に参加すること、買い物の付き添い、地域で話し合う場づくりなどが挙げられました。一方で、一人暮らし高齢者の把握の難しさや、どこまで地域が関わるべきかの判断の難しさ、人手不足といった課題も指摘されました。

認知症の初期段階で支援につながるためには、地域の小さな気づきや声かけを大切に、見守りと専門機関との連携を進めることが重要です。

基本目標3 誰もが大切にされる環境づくり

(1) 生活困窮者などの自立支援の充実

[現状・課題]

- 近年、社会情勢の変化や生活困窮者が抱える課題が多様化・複雑化していることを受け、国は令和6年(2024年)に生活困窮者自立支援法を改正し、就労・家計・居住支援などの体制強化や支援の質の向上を目指しています。これにより、地域においても早期相談支援や包括的な支援体制の整備がより一層求められています。
- 本町における生活保護被保護世帯・被保護人員は、令和6年(2024年)で89世帯、106人となっており、増加傾向にあります。
- 生活困窮に陥っている人の中には、周りの人たちや関係機関に相談できず、必要な支援へとつながらない場合もみられます。そのような状況になった背景とその要因を探り、地域や専門支援機関と連携、協力し合い支援していく必要があります。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
24	生活・学習・住まいの包括的支援の充実 ・生活困窮者が安定した日常生活を営めるよう、家計相談や健康管理支援、日常生活における課題解決に向け助言するとともに、必要に応じて尾張福祉相談センターにつながります。 ・尾張福祉相談センターや社会福祉協議会などの関係機関と連携し、生活困窮者の生活や自立を支援します。 ・子どもの学習支援や、資格取得など大人向けの学習機会の提供を通じて、自立に向けた能力向上をサポートします。 ◎町民や関係団体、社会福祉協議会などと協働し、食や物の循環を通じた支え合いの取組を広げることで、生活に困難を抱える人を地域全体で支える環境づくりを推進します。 ◎住まいの確保が困難な人に対しては、相談窓口を通じて生活困窮者自立支援制度や住居確保給付金などの尾張福祉相談センターの支援につなぐとともに、居住支援法人との連携を強化し、安心して暮らせる住環境の確保につなげます。 また、庁内横断的な連携による地域の実情に応じた住宅支援の仕組みの構築に向けて検討を進めます。 ◎経済的な困りごとや生活上の課題を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、情報共有など関係部署が連携して対応できる体制の整備を進めます。	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室 債権管理課 都市計画課 環境課

No.	取組	関係課
25	就労支援の充実	福祉課 産業振興課
	- 生活困窮者が安定した就労につながるよう、町の相談窓口で相談を受け、必要に応じて尾張福祉相談センターや関係機関の支援につながります。 ◎ハローワークや若者サポートステーションなどの関係機関や企業との連携を強化し、働くことへの理解を深める体験の場や多様な就労機会の確保に努めます。	
26	生活困窮者支援を通じた地域づくり	福祉課 こども保健推進室
	◎生活困窮者の孤立を防ぎ、地域で安心して暮らせるよう、町民やNPO、関係機関、企業との連携を強化します。 ・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、生活困窮者を支える町民の理解促進を図るとともに、町民が主体的に参加できる居場所づくりや交流機会の提供を通じて、地域全体で支え合う体制を構築します。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
19	生活・学習・住まいの包括的支援の充実	生活支援係
	- 低所得者などの相談を受けて、生活困窮者自立支援制度へのつながりや生活福祉資金貸付制度の適切な運用を行い、対象者の自立を図ります。 ・町や尾張福祉相談センターといった関係機関との連携を強化します。	
20	貧困対策に関わる団体などとの連携や支援	生活支援係
	・対象者の状況に応じ、子ども食堂やフードバンクなど、貧困対策に関わる団体などと連携し、支援を行います。 ・団体の活動に対する地域の理解やサポートが広がるよう取り組みます。	
21	生活課題を支えるしくみづくり	生活支援係 地域福祉係
	・相談を受ける中で、社会参加に係る支援の必要性がある事例について、支援対象者本人やその世帯の状況などを適切に把握し、既存の社会参加に向けた支援では対応することができない個人や世帯のニーズに対して、社会とつながるきっかけづくりや、地域の社会資源とのマッチングを行います。	

■町民が取り組むこと

- ・ちょっとした困りごとでも気軽に相談しましょう。
- ・困りごとを抱えている人に気付いたら、相談窓口を案内しましょう。

[実施指標]

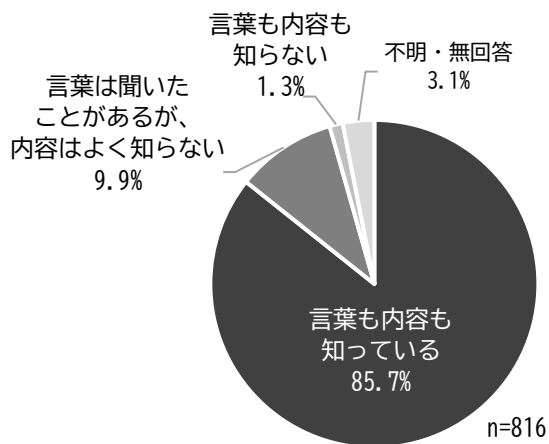
項目	現状値	目標値	
	令和 6 (2024) 年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
生活困窮者の相談件数【町】	63 件	70 件	75 件
フードドライブなどによる食料寄附受付件数【町】	74 件	80 件	85 件
食糧支援の件数【社会福祉協議会】	37 件	40 件	40 件
生活資金の貸付件数【社会福祉協議会】	10 件	10 件	10 件

(2) 生きづらさを感じている人への支援の推進（ひきこもりなどへの支援）

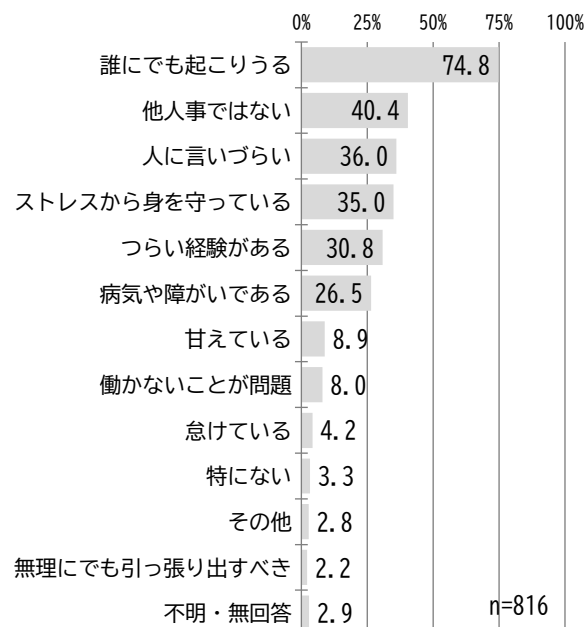
[現状・課題]

- 令和4年度（2022年度）の内閣府調査によると、ひきこもり状態にある人は15～39歳で2.05%、40～64歳で2.02%、全国で約146万人と推計されており、年齢を問わず支援の必要性が高まっています。令和5年度（2023年度）の文部科学省の調査では、不登校の小中学生は34万6,482人と過去最多を記録し、11年連続で増加しており、学校教育からの離脱が、将来的なひきこもりにつながるリスクも懸念されます。
- ひきこもりに至る背景には、精神疾患を抱えている可能性もありますが、コミュニケーションが苦手などの特性に対して、周囲からの十分な理解や配慮が得られず、学校や社会で傷つけられたことが原因になるケースが多いことが分かっています。その他にも、ハラスメントやいじめ、過酷な労働環境など、様々な要因がきっかけとなり、誰にでも起こり得ることです。
- 本町においては、令和7年（2025年）3月にひきこもり相談窓口「トモニ」を開設するなど、ひきこもり支援に取り組んでいます。
- 町民アンケートによると、ひきこもりについて、言葉も内容も知っている人の割合が約9割となっており、ひきこもりという状態への印象・考えについては、誰にでも起こり得るという考えが7割以上となっている一方で、甘えているや働かないことが問題などといった意見もあるため、正しい理解の促進が必要です。
- ひきこもりなど生きづらさを抱える人が自ら相談につながる事が難しいケースは、少なくありません。支援への初期接点づくりや、当事者や家族が安心して関わる事ができる体制の整備が求められています。

■「ひきこもり」という言葉の認知度（町民）



■「ひきこもり」という状態の印象（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
27	相談しやすい体制づくり	福祉課 学校教育課
	・ひきこもり相談窓口「トモニ」や各種支援に関する情報について、町ホームページや広報紙など多様な媒体を通じて発信します。 ・ひきこもりや不登校の背景や状況は様々であることを踏まえ、個々の相談内容や支援ニーズに応じて柔軟に対応できる体制を構築するとともに、不登校の子どもや義務教育を修了した若者を支援につなぐ体制を整えます。	
28	当事者向けの居場所づくり	福祉課 学校教育課
	・ひきこもりなどの当事者が、自分のペースで参加できる安心・安全な居場所を創出し、社会とのゆるやかなつながりを支援します。 ・多様なニーズに応じた活動の場となるよう、関係機関などとの連携により柔軟に運営します。 ・当事者向けに日常生活の自立に向けた支援や、就労に向けた訓練を継続的に提供し、社会参加への意欲を高めます。	
29	家族に対する支援の充実	福祉課 学校教育課
	・ひきこもりなどの状態にある人を支える家族に対して、相談支援や家族会の場の提供、ピアサポートの促進などを通じて、家族自身が支援について学び、繋がりを持てる機会を提供します。 ・ひきこもりに関する正しい知識を学ぶための勉強会を企画・開催し、家族が抱える不安の軽減と対応能力の向上を支援します。	
30	支援者（理解者）の育成・支援	福祉課
	・地域で当事者に関わる支援者や理解者の層を広げるため、ひきこもりに関する正しい理解を促進する情報発信や啓発事業を行います。 ・町民や関係者がひきこもりに対する理解を深め、支援の担い手となるよう、ひきこもり支援サポーターを養成するとともに、活動を支援します。 ・支援に携わる人が継続的に活動できるよう、ネットワーク形成や専門機関との連携支援を通じて支援基盤の強化を図ります。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
22	支援者（理解者）の育成・支援	生活支援係
	・地域で当事者に関わる支援者や理解者の層を広げるため、生きづらさを感じている人に関する正しい理解を促進する情報発信や啓発事業を行います。	

■町民が取り組むこと

- ・ひきこもりの状態について、正しく理解を深めましょう。
- ・専門の相談窓口や支援団体があることを知り、必要に応じて適切に支援につなげましょう。

[実施指標]

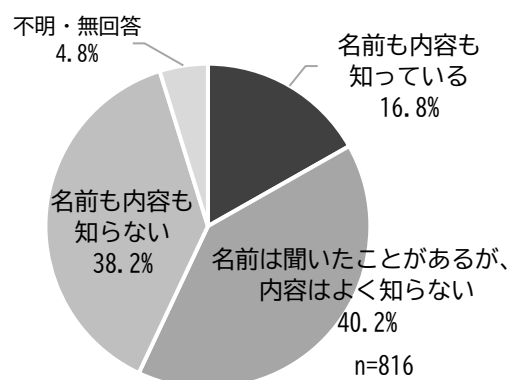
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
ひきこもり当事者の居場所数【町】	1 か所	1 か所	2 か所
ひきこもり家族会の実施回数【町】	12 回	12 回	12 回
ネットワーク会議の実施回数【町】	未実施	2 回	3 回
生きづらさを感じている人についての理解を促す啓発事業回数【社会福祉協議会】	未実施	1 回	1 回

(3) 権利擁護支援体制の充実【成年後見制度利用促進計画】

[現状・課題]

- 全国的に認知症のリスクが高まる後期高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人が増加しており、本町においても同様の傾向にあります。
- 国においては、令和4年（2022年）3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しており、成年後見制度利用促進の基本的考え方として「地域共生社会の実現という目的に向けた共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づける」ことが示されています。
- 尾張東部圏域では、5市1町（豊明市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、長久手市、東郷町）の広域行政により「尾張東部権利擁護支援センター」を運営しており、令和5年（2023年）には「尾張東部圏域第二期成年後見制度利用促進計画」が広域計画として策定されています。
- 町民アンケートによると、成年後見制度について、名前も内容も知っている人の割合が2割以下に対して、名前も内容も知らない人の割合が約4割を占めています。
- 国では、成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれる中、制度をより利用しやすいものとするために、成年後見制度の見直しが進められています。成年後見制度の制度設計に関する中間試案では、制度の利用促進に向けた新たな仕組みの創設が検討されています。権利擁護支援を必要とする人が適切に制度を利用できる環境整備を推進することが重要です。

■成年後見制度の認知度（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
31	制度の利用・理解の促進 ・成年後見制度について、町民や関係機関への周知・啓発を行い、制度への理解促進を図ります。 ・制度利用が必要な人を早期に発見し、適切な制度利用につなげるため、相談窓口の充実と関係機関との連携を強化します。 ・意思決定支援を踏まえた後見制度の利用促進を図るため、尾張東部権利擁護支援センターや専門職との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。 ・成年後見などの申立てが困難な人に対して、町長申立てを行い、成年後見制度の利用につなげます。	福祉課 高齢者支援課

No.	取組	関係課
32	高齢者、障がいのある人、子どもにおける虐待防止対策の推進	福祉課 高齢者支援課 こども保健推進室
	・虐待の早期発見・早期対応のため、町民や関係機関への啓発活動を実施し、通報・相談体制の充実を図ります。 ・虐待対応において、関係機関が連携して迅速かつ適切な対応を行うため、ケース会議や研修などを通じた連携強化を図ります。 ・虐待を受けた人への継続的な支援と、虐待を行った人への支援や指導を通じて、再発防止に取り組みます。	
33	担い手の養成・支援	福祉課 高齢者支援課
	・市民後見人の養成講座を周知し、地域における権利擁護の担い手を確保します。 ・既存の担い手に対する継続的な研修やフォローアップ体制を支援するとともに、担い手同士の情報交換や相互支援の場を提供し、活動の質の向上を図ります。	
34	身寄りのない高齢者などへの支援のあり方の検討	福祉課 高齢者支援課
	・身寄りのない高齢者などが安心して地域で生活できるよう、日常生活支援から終末期まで一貫した支援体制の構築を進めます。 ・医療・介護サービス利用時の身元保証や、入院・入所時の支援体制について、関係機関と連携した対応方針を検討します。 ・死後の手続きや財産処分などに関する支援のあり方について、関係機関と連携して検討を進めます。	
35	地域連携ネットワークの推進	福祉課 高齢者支援課
	・尾張東部6市町の行政、福祉、司法、医療、保健関係者などによって構成されている「適正運営委員会」において、地域課題の検討、調整、解決に向けて協議を進めます。 ・中核機関としての安定的運営ができるよう、尾張東部権利擁護支援センターの機能を整備し、拡充を支援します。制度利用促進に向けた広報・相談・制度利用支援・後見人支援などの機能を一体的に担う体制を整備します。 ・地域ケア会議など既存の仕組みを活用し、権利擁護支援が必要な人の発見・対応について関係機関の連携を強化します。 ・専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など）との連携を深め、専門的な支援体制の充実を図ります。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
23	権利擁護に関する相談支援の充実	生活支援係
	・判断能力に不安のある人の日常的な金銭管理の支援や相談を受け、不安の解消に努めます。 ・制度の紹介や適切な判断による申立支援など、当事者の意思決定支援を重視した利用促進を町と協働で取り組みます。	
24	日常生活自立支援事業の実施	生活支援係
	・生活を送る上で十分な自己決定や意思表示が困難な人が、地域で安心して生活ができるように、様々な地域資源を活用しつつ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などの専門支援機関や行政などと連携しながら、専門員による相談支援、生活支援員による定期訪問支援などを行います。	
25	担い手の養成・支援	生活支援係
	・尾張東部権利擁護支援センターが開催する市民後見人養成講座の運営に協力し、地域の権利擁護の担い手の確保に努めます。	

■町民が取り組むこと

- ・成年後見制度など、権利擁護の仕組みについて理解を深めましょう。
- ・虐待を発見した場合や虐待の疑いがあると気付いたときに、速やかに通報しましょう。

[実施指標]

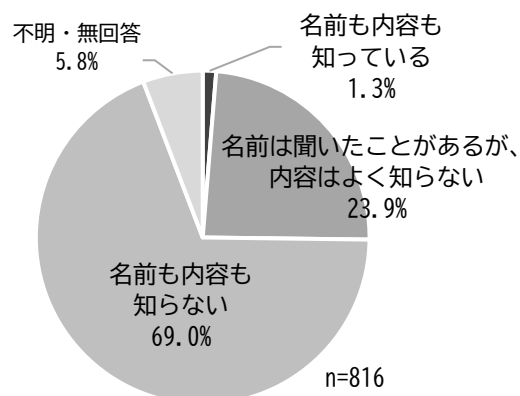
項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
権利擁護に関する情報発信数 （広報紙・SNS） （成年後見、虐待防止、障がい者理解、認知症啓発） 【町】	27 回	30 回	30 回
高齢者・障がい者の権利擁護に関する相談件数【町】	458 件	470 件	480 件
市民後見人 バンク登録者数 【町】	7 人	9 人	11 人
日常生活自立支援事業契約件数 【社会福祉協議会】	6 件	7 件	8 件

(4) 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進【再犯防止推進計画】

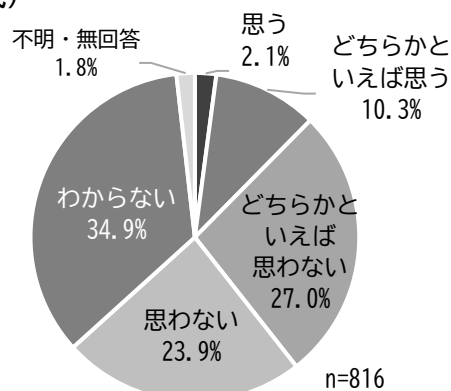
[現状・課題]

- 平成 28 年（2016 年）12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、都道府県及び市町村は、再犯の防止などに関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地域に応じた施策の推進に関する計画を策定し、実施する責務を有することが明記されました。
- 国においては、平成 29 年（2017 年）12 月に「再犯防止推進計画」が、令和 5 年（2023 年）3 月に「第二次再犯防止推進計画」が策定され、愛知県においても令和 3 年（2021 年）3 月に「愛知県再犯防止推進計画」が策定されました。
- 町民アンケートによると、再犯防止推進法について名前も内容も知らない人の割合が約 7 割となっています。また、犯罪をした人などの立ち直りについて、協力したいと思う人の割合が約 1 割、思わない人の割合が約 5 割、わからない人の割合が約 3 割となっています。
- 犯罪や非行をした人たちの中には、様々な生きづらさにより立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくないことから、社会復帰後に地域社会で孤立しないような取組を推進していく必要があります。

■再犯防止推進法の認知度（町民）



■犯罪をした人などの立ち直りに協力したいと思うか（町民）



[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
36	再犯防止に関する広報・啓発 ・ 犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で明るい地域社会を築くための「社会を明るくする運動」のさらなる広報・周知を行います。 ・ 愛知県や民間団体などと連携し、薬物依存症問題に対応するための各種取組を進めます。 また、薬物事犯者が再び薬物に手を出さないよう、薬物乱用防止に関する啓発活動を行います。	福祉課

No.	取組	関係課
37	生活基盤の安定に向けた支援	福祉課
	・関係機関などとの連携のもと、犯罪をした人などの就労や住居を確保するための支援を行い、社会復帰を目指すとともに再犯防止につなげます。 ・犯罪をした人や非行をした人のうち、高齢や障がいがあるなどの複合的な要因により自立した生活を営むことが困難になっている人などについて、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるように関係機関との連携を図ります。	
38	更生保護団体の活動支援	福祉課
	・更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの各種団体の活動を支援します。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
26	再犯防止に関する広報・啓発	生活支援係 地域福祉係
	・更生保護活動に取り組むボランティアなどの周知や広報に協力し、活動への理解を促進します。	
27	民間協力者などの活動支援	地域福祉係
	・更生保護に携わる保護司会と更生保護女性会への活動助成を継続します。	

■町民が取り組むこと

- ・再犯防止や社会復帰の取組について、正しく理解を深めましょう。
- ・社会復帰を目指す人が地域で安心して生活できるよう、温かく見守る姿勢を持ちましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
社会を明るくする運動の啓発活動事業数【町】	5事業	5事業	5事業
保護司の充足率【町】	100%	100%	100%
再犯防止に関する活動の周知回数【社会福祉協議会】	未実施	2回	2回

(5) 生きることを支え合う地域づくり【自殺対策推進計画】

[現状・課題]

- 近年、全国の自殺者数は、年間2万人を超える水準で推移しているものの、減少傾向にありましたが、コロナ禍で女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準になるなど、今後対応すべき新たな課題が顕在化しました。
- 令和4年(2022年)10月に閣議決定された「第4次自殺対策総合大綱」では、これまでに引き続き、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向が示されるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進が新たな基本認識として追加されました。
- 令和7年(2025年)6月には、子どもや若者の自殺が深刻な状況にあることを背景に「自殺対策基本法」が一部改正され、子どもの自殺対策を社会全体で取り組むことが基本理念に新たに明記されました。
- 本町の平成30年(2018年)から令和5年(2023年)の性別・年代別の自殺割合をみると、男性で40歳代、女性で70歳代及び80歳以上がそれぞれ高くなっています。
- 自殺で亡くなった要因は様々であり、不安や悩みの深刻化を防ぐため、家族や地域などの見守り、相談支援や居場所の提供、複合的課題に対応するための関係機関とのネットワークづくりなどの取組が求められます。

[主な取組]

■町が取り組むこと

No.	取組	関係課
39	自殺対策・こころの健康に関する周知・啓発	福祉課 成人保健推進室 学校教育課
	・自殺予防週間や自殺対策強化月間などに合わせて、広報紙、ホームページ、SNS、ポスターなどを活用し、こころの健康や相談先についての情報を発信します。 ・健康づくり講座や地域の集まりの場などを活用し、日常的にこころの健康への関心を高める機会を提供します。 ◎学校と連携し、児童・生徒に対するSOSの出し方教育やストレス対処法、いのちの大切さについての学習機会を提供し、子どもが困った時に適切に助けを求められる力を育みます。	
40	生きることを支える人材の育成	福祉課 成人保健推進室 学校教育課
	・ゲートキーパーの養成講座を開催し、地域で支え合う体制を広げます。 ◎町職員や教職員、地域の支援者などを対象に、メンタルヘルスや自殺予防に関する研修を実施し、対応力の向上を図ります。	

No.	取組	関係課
41	生きることの促進要因への支援	福祉課
	◎就労支援や居場所づくりなど様々な分野の団体や関係機関と連携し、生きがいや役割を実感できる環境を整え、孤立や経済的困窮を未然に防ぐとともに、支援が必要な人を早期の支援につなげます。 ・生活困窮者やひきこもり状態にある人への支援を通じて、安心して暮らせる基盤をつくります。	
42	地域におけるネットワークの強化	福祉課 成人保健推進室
	・医療・保健・福祉・教育などの関係機関による連携体制を強化し、情報共有や連絡調整の仕組みを整備します。 ・保健所が開催する自殺対策ネットワーク会議に参加し、関係機関との連携の強化を図ります。 ・自殺未遂者やその家族、自死遺族に対して、相談窓口や当事者団体などへ確実につなぐための連携を強化するとともに、安心して気持ちを分かち合える交流の場や専門的なケアを提供することで、こころの回復を支援します。	

■社会福祉協議会が取り組むこと

No.	取組	関係係
28	地域におけるネットワークの強化	生活支援係
	・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域に積極的に出向き、町民の様々な気がかりを把握し、対象者が地域で孤立しないように交流できる機会の創出に努めます。	

■町民が取り組むこと

- ・自殺予防やこころの健康に関する正しく理解を深めましょう。
- ・自分だけで悩みや不安を抱え込まず、必要に応じて相談窓口や専門機関に相談しましょう。
- ・地域の見守り活動や交流の場に関心を持ち、参加や協力を通じて支え合いの輪を広げましょう。

[実施指標]

項目	現状値	目標値	
	令和6(2024)年度	令和10(2028)年度	令和13(2031)年度
自殺死亡率※【町】	14.57	13.00	11.50
自殺予防・こころの健康に関する情報発信数 (広報紙) →SNS【町】	12回	13回	14回
ゲートキーパー養成講座研修受講者数【町】	45人	50人	55人
地域会議の開催数【社会福祉協議会】	未実施	12回	15回

※東郷町では人口規模が小さく、自殺者一人による自殺死亡率の変動が大きいので、自殺死亡率の数値目標に過去5年間の自殺死亡率の平均値を用いています。

CASE 4 長年ひきこもりの息子と共に暮らす高齢の母親 Eさん(82歳・女性) Fさん(52歳・男性)

もしも、地域の支えがなかったら…

Eさんは、年金で暮らしながら、息子と二人で静かに生活しています。体力が衰え、病院へ行くのも一苦勞ですが、息子に頼ることはできず、「自分が元気でいないと」と無理を続けていました。

近所づきあいもほとんどなく、外に出る機会が減るにつれて気持ちもふさがちになっていきました。

Fさんは20代で仕事を辞めてから長年ひきこもりがちで、母親と以外ほとんど話すことがありません。働きたい気持ちはあっても、ブランクや対人不安から一歩を踏み出せず、焦りと無力感を抱えながら日々を過ごしています。

母親の体調が悪くなるたびに不安が募りますが、どうすればいいかわからず、誰にも相談できないままでした。



もしも、地域の支えがあったら…

Eさんは、年金で暮らしながら、息子と二人で静かに生活しています。

近所の人が「最近、Eさんの姿を見かけない」と民生委員に声をかけたことがきっかけで、民生委員が訪問し、Eさんの体調や暮らしぶりを丁寧に聞きました。すると、「こんな話を誰かにするのは久しぶり」とEさんはほっとした様子を見せました。

その後、地域包括支援センターとも連携し、通院の見守りや買い物支援が始まりました。

Fさんについても、地域包括支援センターの職員が「ひきこもり相談窓口トモニ」につながりました。Fさんの支援をするとともに、Eさんは「ひきこもり家族の会」に参加し、同じ悩みや想いを持つ人と話すことで、「自分だけじゃない」と安心を感じるようになりました。

Fさんは支援員に緊張していましたが、少しずつ心を開き、「パソコンを使った仕事ができるかもしれない」と「就労ファーストステップ ココカラ!」に行ってみることにしました。母親の代わりにオンラインで買い物をしたり、行政手続きを手伝ったりと、少しずつ役割を担う姿も見られるようになりました。

Eさんも「息子に少し笑顔が戻った」と安心した表情を見せています。



ワークショップでは、地域でできることとして、外出に誘う、話し相手になる、民生委員や地域包括支援センターにつなぐといった意見が挙げられました。一方で、心を開いてもらえないのではないか、どこまで地域が関わってよいのか判断が難しいといった声も挙げられました。

8050問題のように長年の不安や孤立が重なる世帯への支援においても、住民一人一人の気づきや声かけが、支援への大切な一歩につながります。

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の目的である「地域共生社会」を始め、計画の内容を広く町民に共有し、本町の地域福祉の推進と、町民の活動への一層の参画を促すため、様々な機会を通じて計画の周知に努めます。

(2) 協働による計画の推進

住みなれた地域で支え合い、助け合える社会を実現するためには、町や社会福祉協議会の取組だけでなく、町民や関係機関との協働が不可欠です。民生委員・児童委員、**区**・自治会、地域活動団体、サービス事業者、企業**など**の地域福祉を担う多様な主体との連携強化を図り、本計画を推進します。

(3) 庁内横断的な連携による推進

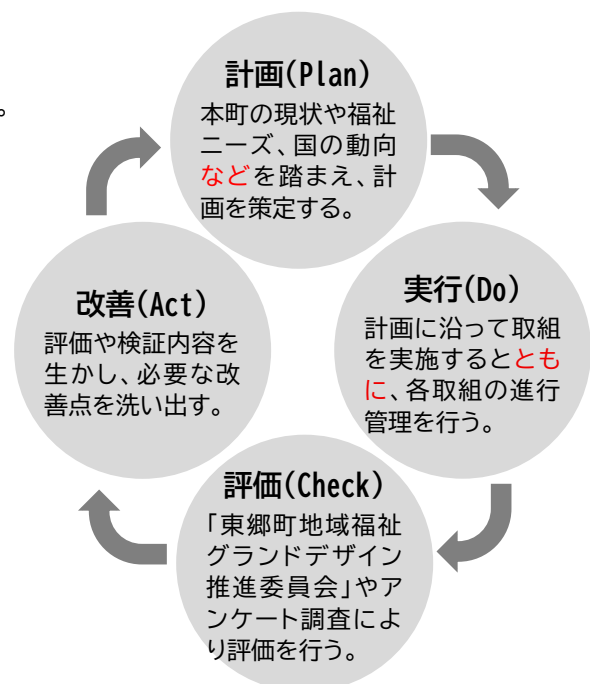
本計画は、障がい、高齢、子ども・子育て**など**の福祉の分野別計画と密接に関連するとともに、まちづくりや防災、安全・安心の取組など、幅広い分野との関わりがあります。そのため、庁内の様々な関係部局と連携し、分野の枠を**越えた**横断的な施策展開により、本計画を総合的に推進します。

特に、本計画に位置付けた分野横断施策については、「地域福祉推進プロジェクトチーム会議」を開催し、定期的に課題や取組状況を共有しながら、必要に応じて新たな取組や事業化の検討を進めます。

2 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとするためには、施策の進捗状況を適切に点検・評価することが重要です。本計画に掲げた施策について、毎年度、町と社会福祉協議会において取組状況を把握し、進捗を取りまとめた上で、「東郷町地域福祉グランドデザイン推進委員会」において評価し、その結果を次年度以降の事業に反映します。

また、本計画は進行管理を行うために、実施目標と成果指標を設定しています。実施目標は、毎年度、進行管理を行い、「東郷町地域福祉グランドデザイン推進委員会」において評価を行います。成果指標は、アンケート調査結果を基に設定しているため、次期計画策定前（令和 13（2031）年度）に行うアンケート調査により、その達成状況を評価します。



資料編